

(第一類 第五号)

(三六)

第七十六回国会 大蔵委員会 議 録 第二号

昭和五十年十月三十一日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 上村千一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 村山 達雄君

理事 山本 幸雄君

理事 山田 耻目君

理事 越智 伊平君

金子 一平君

齋藤 邦吉君

原田 憲君

宮崎 茂一君

毛利 松平君

広瀬 秀吉君

松浦 利尚君

村山 喜一君

荒木 宏君

広沢 直樹君

出席政府委員

大蔵政務次官 森 美秀君

大蔵省主計局次 松下 康雄君

運輸政務次官 小此木彦三郎君

運輸省鉄道監督 杉浦 喬也君

局固有鉄道部長

委員外の出席者

内閣総理大臣官 房参事官

厚生省保険局保 険課長

大蔵委員会調査 室長

末松 経正君

委員の異動

十月二十一日

第一類第五号

大蔵委員会議録第二号

昭和五十年十月三十一日

辞任 荒木 宏君

同月二十二日 不破 哲三君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

同月二十八日 荒木 宏君

有価証券取引税法の一部を改正する法律案(第百九十八号)提出、参法第八号(予)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(近藤忠孝君提出、参法第九号)(予)

同月六日

社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願(高田富之助君紹介)(第二二五号)

自動車重量税等の引上げ抑制に関する請願(伏木和雄君紹介)(第三二七号)

同月十三日

損害保険、生命保険相互会社の監査制度改善に関する請願(横山利秋君紹介)(第三七五号)

酒税法の一部を改正する法律案等撤回に関する請願(有島重武君紹介)(第三八八号)

社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願(和田耕作君紹介)(第三八九号)

同(青柳盛雄君紹介)(第五三八号)

同(石母田達君紹介)(第五三九号)

同(紺野与次郎君紹介)(第五四〇号)

同(土橋一吉君紹介)(第五四二号)

同(中島武敏君紹介)(第五四三三三)

同(増本一彦君紹介)(第五四四四)

同(山原健二郎君紹介)(第五四五五)

自動車重量税等の引上げ抑制に関する請願(渡辺武三君紹介)(第三九〇号)

同(高橋千寿君紹介)(第五四六六)

同月十六日

社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願(河村勝君紹介)(第六四八号)

同(津金佑近君紹介)(第七三八八)

同(中野雅弘君紹介)(第七三九号)

同(坂口力君紹介)(第七八一号)

同(竹本孫一君紹介)(第七八二二)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

自動車重量税等の引上げ抑制に関する請願(内海清君紹介)(第七八四四)

同(折小野良一君紹介)(第七八五五)

同(竹本孫一君紹介)(第七八六六)

同月二十三日

社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願(坂口力君紹介)(第八四一四)

同(柴田睦夫君紹介)(第八八三三)

同(小林政子君紹介)(第九七一七)

住宅ローンの貸付金利は正に関する請願(稲村利幸君紹介)(第八四二二)

同(小売定価及び酒税の引上げ反対に関する請願(増本一彦君紹介)(第八八二二)

酒、たばこの値上げ反対に関する請願(増本一彦君紹介)(第八八四四)

同(増本一彦君紹介)(第九七二二)

姫路市白鷺町の国有地松下げに関する請願(新井彬之君紹介)(第九五四四)

酒税の引上げ反対に関する請願(増本一彦君紹介)(第九七三三)

酒、たばこの値上げ阻止に関する請願(梅田勝君紹介)(第九七四四)

同月二十八日

同(竹本孫一君紹介)(第七八二二)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同(増本一彦君紹介)(第七八三三)

同外一件（広瀬正雄君紹介）（第一一二二号）  
同（坊秀男君紹介）（第一一二三三三）  
同月二十九日  
付加価値税創設反対に関する請願（村山富市君紹介）（第一一七七号）  
社会保険診療報酬課税の特例等に関する請願（平田藤吉君紹介）（第一一七八号）  
同（大野潔君紹介）（第一三〇〇号）  
酒税の引上げ反対に関する請願（増本一彦君紹介）（第一一七九号）  
たばこの値上げ反対に関する請願（増本一彦君紹介）（第一一八〇号）  
酒税法の一部を改正する法律案等撤回に関する請願（石田幸四郎君紹介）（第一一八一号）  
同（広沢直樹君紹介）（第一二四八号）  
同外一件（和田耕作君紹介）（第一二四九号）  
同（土橋一吉君外一名紹介）（第一三〇一〇号）  
自動車重量税等の引上げ抑制に関する請願外二十八件（村山達雄君紹介）（第一一八二二二）  
同外十四件（渡辺紘三君紹介）（第一一八三三三）  
土地重課制度の廃止に関する請願（小沢一郎君紹介）（第一二五〇号）  
同（早稲田柳右エ門君紹介）（第一二五一号）  
は本委員会に付託された。

同月二十一日  
不況下の財政運営改革に関する陳情書（東京都千代田区丸の内三の二の二東京商工会議所会頭永野重雄）（第一一八号）  
酒、たばこ等の値上げ反対に関する陳情書外十一件（小樽市議会議員長山吹政一外十一名）（第一一八五号）  
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一七号）  
昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第一八号）  
昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第二四号）

○上村委員長 これより会議を開きます。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

これより各案について、政府より提案理由の説明を求めます。森大蔵政務次官。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案  
昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○森（美）政府委員 ただいま議題となりました国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案及び昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改定する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

まず、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。この法律案は、最近における国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、内国旅行及び外国旅行における日当、宿泊料、移動料等の定額を改定するとともに、あわせて所要の規定の整備を行うこととするものであります。

次に、改正の概要を御説明申し上げます。国家公務員等の旅行に際して支給される旅費につきましましては、昭和四十九年度に実施した宿泊料金の実態調査の結果等を考慮し、日当、宿泊料及び食卓料の定額を、内国旅行につきましましては、平均四〇〇程度、外国旅行につきましましては、平均三七〇程度引き上げることとしたしております。

なお、その際、外国旅行につきましましては、旅行の実情に即して、日当及び宿泊料の支給に係る地域区分を改めることとしております。また、移動料につきましましては、国家公務員の赴任の実態等にかんがみ、その定額を内国旅行につきましましては、平均約五〇〇程度、外国旅行につきましましては、平均約五五〇程度引き上げるとともに、

内国旅行及び外国旅行とも等級の支給区分を現行の八区分から四区分に整理、統合することとしたしております。そのほか、内国旅行の車賃定額につきましても所要の引き上げを行うこととしております。次に、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

この法律案は、国家公務員共済組合法等の規定により支給されている退職年金等につきましまして、このたび、別途、本国会に提出されております恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置にならって年金額を引き上げることとするほか、退職年金等の最低保障額の引き上げ、八十歳以上の高齢者の退職年金等の年金額の計算の特例等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。まず、この法律案のうち、恩給における措置にならうものについて御説明いたします。第一は、国家公務員共済組合等からの年金の額を改定することであり、すなわち、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法に基づく年金並びに現行の国家公務員共済組合法に基づく退職年金等のうち、昭和四十九年三月三十一日以前に給付事由が生じたものにつきましまして、年金額の算定の基礎となつてゐる俸給を、昭和五十年八月より二・九・三増額し、さらに昭和五十年一月より六・八増額として増額することにより、年金額を引き上げることとしております。

第二に、長期在職者等の受給する退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保証額を引上げることとしております。第三に、八十歳以上の高齢者の退職年金額等につき、特例を設けることとしております。すなわち、恩給公務員期間等を有する八十歳以上の

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

老齢者に支給する年金の額につきまして、その年金の基礎となつてゐる恩給公務員期間等が退職年金を受ける最短期間を超えたる場合には、その超える一年につきその年金の額の算定の基礎となる俸給年額の三分の一に相当する額を割り増して支給することとしたしております。

以上の三つのほか、恩給における措置にならうものとしたしましては、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額の引き上げ並びにこれらに係る扶養加給の年額を引き上げること等の措置を講ずることとしたしております。

次に、その他の措置といたしまして、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額につきまして、現行の二十四万五千円を公務員給与の改定状況を考慮し、三十一万四千円に引き上げることとしたしております。また、廃疾年金につきまして、現行においては、廃疾の状態に該当しなくなつたときに受給資格が消失することとされておりましたのを改め、廃疾の状態に該当しないこととなつたときから廃疾年金の支給を停止し、再びその状態に該当することなく三年を経過したときに受給資格を消滅させることとする等所要の措置を講ずることとしたしております。

以上が、両法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○上村委員長 小此木運輸政務次官。

○小此木政府委員 ただいま議題となりました昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、公共企業体の共済組合が支給しております退職年金等につきまして、このたび別途本国会に提案されております恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げるとともに、退職年金及び遺

族年金の最低保障に関する制度の改善等の措置を講ずるため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、公共企業体の共済組合が支給しております退職年金のうち、昭和四十九年三月三十一日以前に給付事由が生じたものにつきまして、恩給等の改善措置に準じて、その年金額の算定の基礎となつてゐる俸給を三八・一%を限度として増額することにより、年金額を引き上げることとしたしております。

なお、このうち二九・三%の増額を昭和五十年八月分から実施し、六・八%を限度とする増額は昭和五十一年一月分から実施することとしたしております。

第二に、旧国家公務員共済組合法等に基づく退職年金等の最低保障額を恩給等の改善措置に準じて引き上げるとともに、公共企業体職員等共済組合法に基づく退職年金及び遺族年金につきまして、国家公務員共済組合法と同様の最低保障額に関する制度を創設することとしたしております。

第三に、恩給公務員期間等を有する八十歳以上の老齢者に支給しております年金の額につきまして、恩給等の改善措置に準じて、その年金の基礎となつてゐる恩給公務員期間等の期間で退職年金を受ける最短期間を超えたる年数に応じて割り増しをして支給することとしたしております。

このほか、国家公務員共済組合法の改善措置に準じて、廃疾年金を受ける権利の消滅に関し、制度を改善すること等の措置を講ずることとしたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○上村委員長 これにて各案の提案理由の説明は終わりました。

○上村委員長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。山田壯昌君。

○山田(壯)委員 本二法案につきましては七十五国会で各党満場一致で通過しておりますので、改めて同じ問題についての質疑は省略をいたしたいと思ひます。ごくわずかでございしますが、一、二点について、これからの検討されるべき事項等についてお伺いをしておきたいと思ひます。

特に五十一年度は公企体共済の財源見直し、収支策定の年でありますので、特段の審議を深めての配慮を願わなければならぬ時期に遭遇するわけでありまして、それだけに検討を深めていきたいと思います。特に国家公務員共済、公企体共済、それ

ぞれ今日財源収支の面でかなり困難さを露呈しております。特に国の場合は歳入欠陥が目立っております。特に大臣の意向を衆参の予算委員会で見ますと、来年度も赤字国債を発行しなくてはならぬという事態の解明がなされておりますし、三公社公企体を見ましても、それぞれ財源収入に大変な混乱が起つておるよう思ひます。こう

した状態を受けての共済年金財源というものも見通しが非常に困難になつてきておりました。掛金率なり負担率を引き上げていかなければ運営ができませんという事態にも直面しておるやに判断をされます。

こうしたことを考えてまいりますと、社会保障制度の一環として生まれておるこうした共済年金制度でありますだけに、決して本委員会として無関心ではおれません。こうした問題点二、三を指摘をいたしまして検討を求めておきたいと思ひます。

まず、今日財源が非常に苦しくなつてきたというこの理由についてであります。一つは年金受給者が増大してきた、しかも受給額もかなりふえてきた、こうしたことが一つの理由でありますけれども、結果的には喜ばなくてはならない長生きをするようになったという理由もあるやうで

ございます。これらについては私たちは大変結構なことだと思つておりますが、いま一つ、企業体の政策として合理化による人減らしをする、言いかえたら掛金を掛けていく人々の数が減らされて、逆に受給者の数がふえていく、こういう一つの人為的操作が現実経営面の中に目立ってきておる、この点は無視できないのではないかと思います。

そういう関係で掛金を掛ける組合員数と受給者の率が大変な変化を起してきておりました。三公社の中を見ましても、国鉄関係は掛金を掛ける組合員が一・八に対して受給者は一、こういうように比率が大変接近をきてきております。電電あたりを見ましても、若干これは開きがございまして、約九対一程度の比率です。専売公社の方を見ましても、大体五対一ぐらいの比率です。

こうした割合を見ますと、国鉄共済組合は異常な状態に來ておりました。このままの推移でございしますと、やがて一対一という関係で掛金を掛ける組合員が受給の人を養つていかなければならぬ。これは保険システム、保険数理の面から見ましても、当然年金財源はパンクをしていくということになることは必定でございします。やはりこういうことを、困つたという点だけを指摘して素通りをしてただけでは、社会保障の前提から生まれてきておるこうした年金制度が事実上危機に瀕しておることを私は無視できない。何らかの手だてを講じなければならぬという立場を強く主張しておきたいと思ひます。

特にこうした一つの状態の中でいわゆる財源が枯渇を始めてきておる。その一つの中に国として措置しなければならぬものが大きく分けて二つあるのではないかと思います。

その一つは、こうした三企業に対しては国庫負担が事実上企業に負わされております。百分の十五でございしますか、負担をさせられておりますから、各企業とも企業負担分の中にこれを組み込んで負担割合を出していくのですけれども、企業が非常に経営収支がよろしいときには、それは何の

問題も生じませんが、企業経営が非常に悪くなつてきますと、こうした政府の負担分を企業体が引き受けるということには大変無理が出てきます。そこで、これからの国庫負担分の一五%については、明確にそれぞれの企業に政府が投入をしていく資金の中に区分をして、これが共済の負担分であるという立場を明らかにして、予算の編成をしていかなければならない、これが第一です。それから二つ目には、さきの委員会でも強く指摘をしておきましたが、過去勤務債務でありま

す。過去勤務債務という言葉が直ちに当てはまるかどうかわかりませんが、年金財源の項目ではそのように処理をしております。中身は、たとえば軍隊に出ておった軍人期間をそれぞれの企業体の共済組合に通算をさせて、その単位共済組合の財源からこれを負担していく、あるいは外国鉄道に勤めておった人たちの勤務年数をそれぞれの国鉄、専売、電電というふうな公企体に通算をさせてそれに負担をさせる、あるいは公務員になつておつてこうした三企業に転勤をする、ないしは再就職をするという場合も、これを通算してみんな三企業年金に負わせる。これをやられておるのが、過去勤務債務の中で、国家政策の一つの打ち出し方の中で負担をさせられていくというこの現実です。こうしたものを累計いたしまして、たとえば国鉄の場合、三十九年三月で約三兆円でございますけれども、五十年になつてまいりますと四兆円を超えるのではないかと判断されます。それだけのものを企業体に負わせて年金財源から出させておいて、そうしてこれらについては何ら国はめんどろを見ない、あるいは今日まで過去勤務債務の積み上げ分として千分の五を見ておりますけれども、こうした事例だけでは、金利負担分だけの部分について五千億を超えるのですから、少なくとも金利負担分は見えてやらないというのが今日まで本委員会における私たちの言い分でした。それがいまだに明確に確定されておられません。そこで前国会では、国の部分あるいは共済組合の労使の負担部分、この負担区分を明確にしてそれぞ

れが負担をしていこうじゃないか、私はこういう建設的な処理方針を出しておきました。こうしたこと等について、いつまでも議論の段階で終わらしてはなりません。早急に議論の段階から実行の段階に入つていかないと、年金財源について私たちは将来のことをおもんばかつて抜本的な措置をしたということになりませんので、国庫負担分の問題とこうした過去勤務債務分の負担区分の問題を明らかにして措置していくことを、私は重ねて提起をしておきたいのであります。こういう問題についてひとつ御検討いただきたいと思ひます。それから大蔵省にもそれぞれの公共企業体にも行つておると思ひますが、退職して生活なさつて

いる年金受給者の皆さんが、いまいろいろとその苦しみを訴へ続けてきておられます。その中で特に私たちが考えていかなくちやならないと思ひますのは、恩給とか共済年金の上昇率を、いわゆる職員の給与改定と同じ上昇率でせむとスライドさせてくれとか、あるいは実施期日を、ことしは八月一日ということに本法案にも出ておりますが、一カ月繰り上げております。この思想は、逐次四月一日実施に近寄つていくために、財源もかかることでずから一月ずつ年次で繰り上げていきたい、こういう方針だと思ひますが、これらも検討

いただいて、一カ月ずつでもよろしゅうございませうから、一日も早く四月一日実施というところに持つていっていただきたいと思ひます。遺族等についての措置についてももっと厚みを厚くして、遺族の人たちの生活の保障というものも十分見ていかなければならないと思ひます。そのほか、数点こういう陳情が出ておりますが、こうしたこと等を含めて御検討いただいて、来年の年金関係の審議の際には十分ひとつ組み込んでいただいて、法律案も出していただいて、われわれの要望に対して具体的にこたえただくやうに御配慮願ひたいと思ひます。

質問というよりか、これからの年金改定についての希望、そうして意見を申し上げておきました。どのようにお考えでございますか、ひとつ御

答弁をいただきたいと思ひます。

○松下政府委員 ただいま御指摘のございました公企業体の年金、特に国鉄につきましてもいろいろ問題につきましても、私どもも十分承知をいたしておるところでございます。

従来の国の負担の方式あるいは割合等についてのいろいろの御指摘がございました。この中には、たとえば現在の公的公的経済主体としての立場での公企が独自の財源をもちまして共済関係の負担に任ずるというような原則に関する大きな問題の指摘もございします。また、全体としての鉄道のあるいは公企業体の経営、経済改善のためのいろいろの施策についての御示唆もあつたと存じます。このような広い問題でございますので、私どももいたしまして、従来の基本的な原則にか

かりますような点につきましても、これは十分その制度の沿革なり現実を考えまして、根本的な立場での考えをいたさなければならぬと思つておりますけれども、当面といたしましては、やはり公経済の主体としての企業体の立場を強化していくことによつて、この共済関係の諸負担につきましても現実的な処理が可能になるような方策を考えてまいりことも一つの方法であらうかと存ずる次第でございます。

ただいまの国鉄につきましても、種々の補助金が出ておりますけれども、これらは名目はいろいろございします。総合しますと、企業体の財政を健全にする効果を發揮しておるものでございしますから、あるいはこういう中ではいろいろ考えてまいることが適當ではなからうかと考えもあるわけでございます。

さらに、来年度以後の共済制度の改善の問題につきましても、その年々の財政状況、この制度によりますところのもろもろの効果というのをその年の年におきまして十分研究をいたしまして、他の公的年金の改善と歩調を合わせながら改善をしてまいり考えてございします。御指摘のよう

な点につきましても、十分これを考えに入れながら、来年度以後の問題として検討してまいりたいと存じます。

○山田(駐)委員 余りむずかしい問題とは思ひませんでしたが、非常に慎重にお答えになつて、聞いておる方もよくわからぬのです。非常に重病になつておることはお認めになるようです。命がどうなるかわからぬというほど非常に重病になつておるのですが、重病になつておるときには適確に入院をさせて適切な再生への処理をしていく処方せんを書く、これがわれわれの役目なんでございしますから、内容はわかつておるわけですから、適切な処方せんを書いていただいて、その健全な年金のあり方というもののひとつ育て上げていきたい。その点はどうかひとつ忘れずにお含みおきたい。さきまして処理を願ひたいと思ひます。

○上村委員長 荒木宏君。

○荒木委員 前国会で審議もございましたし、きようは時間ありませんので、私は二点に限つてお尋ねをしたいと思います。

一つは前国会の審議の積み残し、というよりも引き継ぎの問題であります。共済年金の長期給付につきましても、たとえば遺族年金の通算の問題を初めとして、公的年金各制度の間の調整を図りつつ、給付に要する負担の軽減、それから給付内容の改善、こういつたことについて検討を進める旨答弁を伺つております。また附帯決議におきましても、全会一致でその旨の決議がなされまして、大臣から、十分に趣旨を体して検討を進める旨の答弁もございました。

そこで、この点につきましても、公的年金制度調整連絡会議、こゝでどのような検討が進められておりますか、十分に御研究をいただいておると思ひますが、検討の内容、検討の方向、こういつたことにつきましても大蔵省それから総理府それぞれ御答弁をお願いしたいと思います。

もう一点は、その後生じた問題であります。これは共済の短期給付に關しまして御承知のよう

が、財政的な事情その他からして医療保険につきましては高額療養費の負担限度の引き上げの問題、それから標準報酬月額の上限をさらに引き上げるということ、また初診料の自己負担分を増額する、こういったような方向が出されておる旨の観測、報道記事が間々見られますが、私もこれはこういった不況インフレの折から国民の生活防衛が何よりも優先すべきことの一つである、そういうふうな意味合いから特に低額所得者の医療支出の軽減については特段の配慮がなされるべきであるというふうに考えております。

総理府の統計によりまして、御案内のように第一位に属する階層の人たちは実質収入が減つて、実質的な支出もまた減少である。高額の所得階層の人に比べて反対の現象を示しておるわけでありまして、こういった点について、果たして観測、報道記事に見られるような方向での検討が進められておるのかどうか、この問題を厚生省それから大蔵省の關係当局に御答弁を伺いたいと思ひます。

なお、財政上の理由からさまざまな検討がなされておると思ひますが、そうした場合には特に負担の所得階層別の区分、刻みといひますが、そういった点の配慮は特にこの際必要ではないかというふうな考えますので、その点もあわせて御答弁をいただきたいと思ひます。

○松下政府委員 最初の御質問でございました通算の問題でございますが、この問題は、公的年金制度調整連絡会議におきまして、遺族關係その他の年金に關する残された問題の中で最初に審議すべき事項ということで取り上げて、小委員会を設けてまして現在御審議をされておられるところと聞いております。この問題につきましては、各制度の間に多少受給年齢の違いでありますとか遺族の範囲の違いでありますとか、技術的な問題はございますけれども、全体としての方向は、できる限り速やかに所要の結論を得ました上で実施に移したいというお考えで御検討中でありまして、私もその結論をいただきまして適切な措置を講じたいというふうに考えております。

次に、健康保険の問題につきましてはただいま厚生省等でいろいろ検討されておるところでございますけれども、健康保険の改正ができませんと、共済制度の方では一種の健康保険の代理業務を行つておりますので、その改正内容が制度上原則的に同じように共済の方に持つてまいられるということが多からうかと思ひます。ただ、別途共済の方には独自の付加給付の制度もございまして、また必要に応じて付加給付制度の運用等につき各關係審議会の御意見を拝聴しながらこれに對処してまいることが考えられると存じます。

○小林説明員 御質問の最初の遺族年金の資格期間の通算の問題でございますが、これはいま御答弁がありましてとおりでございましてけれども、昨年の暮れ以降約一年間にわたりまして、公的年金制度調整の際におきまして鋭意検討を進めてまいりました。

具体的には、非常にこの問題が専門的、技術的にわたりますので、小委員会を設けて検討を続けてまいつたわけでございまして、その間メンバーであります各省も大変積極的な姿勢で協議に加わつていただきましたために、まだ最終的な結論を得るまでには至っておりませんけれども、非常に前向きな方向で結論が出る見通しがついていゝのではなからうか、このように考えております。

○下村説明員 高額療養費の問題でございますが、先生お話しのとおり現在三万円運用いたしておるわけでございましてけれども、当時の入院医療費を大体もとしまして三万円という水準が決められておりますが、その後の医療費の引き上げ等によりまして高額療養費に該当する件数が非常にふえてまいつております。その結果、財政的にもきわめて影響が大きい。特に国民健康保険のような場合には、本人、世帯主のみでなく、全体の被保険者に影響が及ぶわけでございまして、非常に財政的にも影響が大きい問題になつてきているわけでございます。

現在、各省庁通じまして基本になる健康保険の運用をもとにしましてこの種の問題を取り扱つて

いるわけでございますが、健康保険における高額療養費の問題につきましては、現在厚生大臣の諮問機關であります社会保険審議会の中に健康保険問題等懇談会というものを設けて、その他の専門的な問題を含めまして検討が進められていゝわけでございます。先般その中間的なまとめのたき台ともいふべきところで、座長が横浜大学の小山先生でございましてけれども、座長メモという形で一応中間的な問題が出ておりますが、その部分を読み上げてみますと、「高額療養費支給制度については、制度発足後の実績をふまえ、自己負担限度額のあり方を含め支給要件につき見直しを行う必要がある。特に現行方式の改善・合理化については、事務処理の実情に配慮しつつ工夫をこらすべきである。というふうなことが出ております。これはまだ座長の個人的なメモという形で、具体的にこういう方向に従つて今後財政状況等も考慮しながら具体案を決定していくというふうなことになるかと思ひます。

○荒木委員 森政務次官にお尋ねをして質問を終わりたいと思ひますが、いまそれぞれ大蔵省、総理府の方から長期給付の調整連絡会議の作業についてできる限り速やかに実施に移したいという意向であるやに伺つておるというふうなお話がございましたけれども、きょうは大蔵省御出席でございませぬが、大臣の代理として、この問題について大蔵省としてもできる限り速やかにということでありまして、五十年度も終わりに近く、来年度のこともいろいろ予算要求その他で作業が進められておりますが、そういった意味合いから、五十年年度じゅうには実施をするという努力目標ですね、そういった努力目標について責任者としてのお話、決意を伺いたいということと、それからいま厚生省の方から座長メモという形で、医療保険の自己負担についてさまざまな工夫をこらす、工夫をこらすというお話がありましたけれども、この点についても財政当局としてこの工夫は自己負担を抑える方向での工夫、特に先ほど私が申し上げました一般国民の自己負担を抑える方

向での工夫をこらす、こういった方向を含めての決意、努力目標を伺つて質問を終わりたいと思ひます。

○森(美)政府委員 ただいまの御質問の公的年金制度調整連絡会議の結論につきましては、厚生省ともよく相談しまして、先生の言つた方向で前向きに検討したいと考えております。

○上村委員長 広沢直樹君。

○広沢委員 ただいま議題となつております国家公務員共済年金並びに公企体の年金改定に關する二法案について、簡単に数点お伺ひしておきたいと思ひます。

ただ、両法案については私も賛成でありますので、今後の問題として考えられる面について二、三お伺ひするものであります。まず最初に、国家公務員共済組合の組合員の適用範囲の問題についてお伺ひしたいと思ひます。

審議会におきましてその制度の改善につきましてはいろいろ審議なさつておられますが、現在非常勤の処遇についてどういふ実情になつていゝのか、それが第一点であります。

時間がありませんので聞きたいことを先に伺つておきますので、よろしくお願ひします。

次の問題は、年金財政の方式とその負担の割合についてであります。これは国家公務員關係も公企体關係も両方にまたがりますので、両方からお答えいただきたいと思ひます。というのは、この財政問題については先ほども、また従前から議論がなされておりますが、四十九年度の決算では国家公務員共済の場合、収入の三七・五%が退職年金などの給付に充てられ、あと残りが運用部資金の方に回されております。四十五年のときを例にとつてみますと、この割合が二五・七、そして運用部資金に回つておるものが七四・三、それから、こういう状態から見ると、五十年年度、さらにそれ以降においてはこの割合というものが五十対五十あるいは逆になるのではないかと、こういうことも考えられます。早晩年金財政というものは行き詰まつてくることは、いま言つた数字からも

目に見えてゐるわけでありますが、これに対する具体的な考え方を、どういうふうに思つていらっしゃるのか。

これは同じことが公企体にも言えるわけですが、国鉄を例にとつてみますと、四十九年度末の収入見込みが当初予算ベースで約千七百六十億、それに支出が千三百十五億ですから、利益といえますが、そのような見込みが四百四十四億、それが五十年になりますと、収入見込みが千九百十二億、支出が千五百七十二億、その差が三百四十億、だんだんこういうふうになつてきてゐるわけです。したがつて、やはりこの公企体の年金財政についても、早晩またいまの国家公務員の場合と同じように問題になつてくると思ひますが、それについてどういうふうにお考えになつておられるのか。

それから負担の割合につきましても、やはり国家公務員の場合におきましては国庫補助がなされておられますが、公企体の場合についてはこれがありません。やはり公企体年金の場合は、今後そういう財政問題を考える場合は国庫補助をどうするか、あるいは保険料の引き上げなのがあるいはその財政方式を変えるか、こういつたことが検討されなければならぬと思ひますが、国家公務員共済組合との関係におきまして財政方式をどうするか、ひとつお答えいただきたいと思ひます。

それから最後に、遺族年金の問題について、これもさきから論議されておりますけれども、現在の退職年金受給資格で五〇%、遺族年金の場合もそういうことになつております。これを、この水準を引き上げるといふ要望が非常に多いわけでありまして、これは他の年金制度との関係も、あることは十分承知しておりますが、やはり具体的に内容を検討してまいりますと、当然この給付水準を上げていかねばならない。これは、附帯決議等についてもこのことは盛り込んでありますけれども、今後の方向としてどういうお考えなのか伺つておきたいと思ひます。

簡単ですが、以上お答えいただきたいと思ひます。

○松下政府委員 非常勤職員の問題でございますけれども、ただいまの取り扱い、共済組合の組合員となれる公務員は、原則として常勤の常勤勤務に服することを要する職員ということになつてございますけれども、さらにそれにつけ加へまして政令の方で規定がございまして、非常勤の中でも、実際の勤務形態におきまして常勤の職員と同様あるいは同様以上の勤務日数をもちまして勤務した期間が引き続いて十二カ月以上にあつた職員につきましては、これを常勤の職員と同様の組合員の資格を与えることにいたしております。したがつて、その内容が実態的に常勤職員と同等であるということが認められますと、それ以後共済組合員資格を得ることに相なつております。

それから年金の財政方式の問題でございますけれども、現在の方式は積立方式を採用いたしております。これは主としてこの年金の成熟に伴ひまして次第次第に負担が重くなる、その重くなるのを世代間で調整をいたさうという考え方でございまして、仮にこれを完全に取りやめるといたしますと、非常に後代の世代への負担が重くなるというところを考慮いたしまして積立方式を採用しておるわけでございますけれども、また実際にはこれが修正積立方式と申しまして、完全な積み立てではございませんで、現在の世代の負担等も配慮しながら、しかも後代世代とのバランスがとれるようにという考え方で運営をいたしておるわけでございます。

次に、公企体に対しましての国庫補助の問題でございますけれども、ただいまの考え方は、公企体は公的な経済主体といたしまして公的経済活動によって生ずる独自の固有の財源を持つておるといふ考え方に基きまして、国が補助しております分に相当する部分の補助を公企体の方にお願いしておる制度でございます。最後に遺族年金の問題でございますけれども、この問題は他の

年金全体の制度に関連の大きな問題でございます。また、この問題は掛金負担等負担の問題あるいは年金の財政の問題にとりましても非常に大きな問題でございます。私どもも遺族等の方々の生活の実情等を十分見ながら、しかしきわめて影響するところの大きい問題でございますので、将来にわたつて慎重に検討すべき問題であるうかと存じております。

○杉浦政府委員 公共企業体の関係の問題につきましてお答えを申し上げます。

ただいま先生お話しございましたように、特に国鉄にしましては最近の財政状態が、親元の方でも悪いのでございますが共済組合もかなり苦しくなつてゐることは事実でございます。毎年その内容を検討しておりますが、ちょうど本年度は五年目にあつております財政再計算の時期でございます。収支計画策定審議会で検討したものが先ほど答申がございました。この中身につきましては詳細は省略いたしますが、将来の見込みにつきましてはかなり変動があるということでございます。で、とりあへず五年間だけ見込みを立てたということでございます。この五年間の見込みにおきましては、やはり所要財源率につきましてもかなり変動を生ずる必要がある、つまり財源率の引き上げが必要であるということがうたわれております。

また過去勤務債務の問題につきましても、やはりこれの所要の手当てが必要であるというような答申が行われております。この五年間の数字を見ますと、この間におきまして先ほどの収支の差額のいわゆる準備金に繰り入れるべき金額、これが漸次減少をしておりますが、五年以内におきましては少なくとも赤字にはなつていないということが言えると思ひます。

今後の問題といたしまして、現在国鉄自身におきまして財政再建の問題があるわけでございますが、この財政再建の問題の一環といたしまして、われわれもこの共済年金の財政問題につきまして十分検討を重ねてまいりたいというふうに思ひます。

なお、財政方式あるいは遺族年金の問題等につきましては、大蔵省と同意見でございますので御了承願ひいたします。

○広沢委員 最初の長期給付の対象になる職員の範囲についてでございますけれども、確かに常勤勤務に服することを要しない職員であつても、勤務実績が一年経過し、またその後も引き続き同様の勤務状態が継続する、こういう者は資格を持つ、そういうふうになつておるわけですが、中には、政策的にやつてゐるのか意図的にやつてゐるのか知りませんが、ずっと臨時で、それから、やはり一年たつとそれで解雇して、それからまた数日後に採用する、こういうような形で資格を有することができないという立場にある人もあるらしい。それについても、事実上これはそういうやり方ではなくて、同じ勤務に、一応切れたにしても臨時ですから切れることは事実なんです、これもやはり継続していくということになれば、いま私が申し上げました職員の範囲の第二項目に該当するのではないかと、こういうふうに思ふのですが、その点いかがですか。

○松下政府委員 御指摘の点につきましては、各省各庁におきましてどういふ目的で非常勤の職員を使つていくかという管理の問題に関連があるかと存じます。扱つてゐる仕事の性質上、継続して長期間にわたつて勤務する必要があるという者ににつきましては、そのときそのときの必要に応じて切れることもこれはやむを得ないことかと思ひわけでありまして、先ほど申し上げましたように、勤務の実態から見て通常の常勤職員以上に勤務する日が続いて十二カ月以上にあつたという実態のある者につきましては、私どももよく氣をつけ、また各省各庁にもお願いをいたしまして、その実態に即した、実態に即した取り扱いをしていただくように考えたいと存じております。

○上村委員長 これにて各案に対する質疑は終了いたしました。

○上村委員長 これより討論に入るのであります  
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決  
に入ります。

まず、国家公務員等の旅費に関する法律の一部  
を改正する法律案について採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上村委員長 起立総員。よって、本案は原案の  
とおり可決いたしました。

次に、昭和四十二年以後における国家公務員  
共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等  
の一部を改正する法律案について採決いたしま  
す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上村委員長 起立総員。よって、本案は原案の  
とおり可決いたしました。

次に、昭和四十二年以後における公共企業体  
職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する  
年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員  
等共済組合法の一部を改正する法律案について採  
決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上村委員長 起立総員。よって、本案は原案の  
とおり可決いたしました。

○上村委員長 ただいま議決いたしました昭和四  
十二年以後における国家公務員共済組合等から  
の年金の額の改定に関する法律等の一部を改正す  
る法律案及び昭和四十二年以後における公共企  
業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給  
する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体  
職員等共済組合法の一部を改正する法律案の両案  
に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・  
革新共同、公明党及び民社党を代表して村山達雄  
君外四名より附帯決議を付すべしとの動議が提出  
されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。山  
田睦目君。

○山田(睦)委員 ただいま議題となりました附帯  
決議案につきまして、提出者を代表して、提案の  
趣旨を簡単に御説明申し上げます。

案文は、お手元に配布してありますので、朗読  
を省略させていただきます。ごく骨子だけを申し  
上げたいと存じます。

まず第一点は、共済組合の給付に要する費用の  
負担と給付内容の改善についての要望でございま  
す。

第二の点は、いわゆるスライド制についての具  
体的な対策を早急に進めようという問題でありま  
す。

第三の点は、長期給付の財源方式についての負  
担区分のあり方についての問題であります。

第四の点は、旧令、旧法年金の年金額の改善に  
ついての要望でございいます。

第五の点は、国家公務員共済組合及び公共企業  
体職員等共済組合の両制度間の差異の是正と公共  
企業体職員の退職手当の改善について検討せよと  
いう問題であります。

第六の点は、家族療養費の給付の改善について  
の要望でございいます。

第七の点は、長期勤続した組合員が退職した場  
合の医療給付について、現行の任意継続制度とは  
別個の措置をとることについて検討せよという問  
題であります。

第八の点は、労働組合の非在籍専従役員の資格  
継続問題についての検討であります。

第九の点は、運営審議会の運営のあり方につい  
ての要望でございいます。

最後の点は、公共企業体職員等共済組合に関す  
る制度について調査審議する機関を新たに設置す  
ることを検討せよという問題であります。

これらの項目については、従来とも論議が重ね  
られてきている諸問題であり、前国会におきまし  
てもこれと同一の附帯決議が付されているところ  
でありますので、その説明は省略させていただきます。

ます。

どうか政府におかれても、この附帯決議の趣旨  
に沿って、これらの事項を実現されるよう、なお  
一層努力されんことを求めまして、本附帯決議案  
の趣旨説明を終わらせていただきます。

「昭和四十二年以後における国家公務員共  
済組合等からの年金の額の改定に関する法律  
等の一部を改正する法律案」及び「昭和四十  
二年度以後における公共企業体職員等共済組  
合法に規定する共済組合が支給する年金の額  
の改定に関する法律及び公共企業体職員等共  
済組合法の一部を改正する法律案」に対する  
附帯決議(案)

政府は、共済組合制度の充実を図るため、左記  
事項を実現するよう、なお一層努力すべきであ  
る。

一 共済組合の給付に要する費用の負担及びその  
給付内容の改善については、他の公的年金制度  
との均衡等を考慮しつつ、適切な措置を講ずる  
よう検討すること。

二 国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等  
共済組合からの年金について、国民の生活水  
準、国家公務員及び公共企業体職員の給与、物  
価の上昇等を考慮し、既裁定年金の実質的価値  
保全のための具体的な対策を早急に進めるこ  
と。

三 長期給付の財源方式については、他の公的年  
金制度との均衡を考慮しつつ、その負担区分の  
あり方について検討すること。

四 旧令、旧法に定める年金額の改善については、  
引き続き一層努力すること。

五 国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共  
済組合両制度間の差異について、早急に是正す  
るよう検討するとともに、国家公務員等退職手  
当法第五条の二に規定する公共企業体職員の退  
職手当についてすみやかに改善措置を講ずるよ  
う検討すること。

六 家族療養費の給付については、他の医療保険  
制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努める  
こと。

七 長期に勤続した組合員が退職した場合におい  
て、医療給付の激変を避けるため、退職後に相  
当の期間にわたり継続できるなど現行の任意継  
続制度とは別個の措置をとることについて検討  
すること。

八 労働組合の非在籍専従役員が、共済組合員と  
しての資格を継続することについて検討するこ  
と。

九 共済組合の運営が一層自主的、民主的に行わ  
れるため、運営審議会において組合員の意向が  
さらに反映されるよう努めること。

十 公共企業体職員等共済組合に関する制度につ  
いて、学識経験者等により調査審議する機関の  
設置について検討すること。

○上村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。  
お諮りいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議あり  
ませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○上村委員長 御異議なしと認めます。よって、  
さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められて  
おりますので、これを許します。森大蔵政務次  
官。

○森(大)政府委員 ただいま御決議のありました  
事項につきましては、政府といたしましては御趣  
旨を体しまして十分検討いたしたいと存じます。

○上村委員長 小此木運輸政務次官。

○小此木政府委員 ただいま附帯決議のありまし  
た事項につきましては、政府といたしまして御趣  
旨を体し十分検討いたしたいと思ひます。

○上村委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○上村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○上村委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十分散会

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改

正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「こえる」を「超える」に、「定額の十分の二」を「定額の十分の一」に、「定額の十分の三（外国旅行に係るものについては、十分の二）」を「定額の十分の二」に改める。

第十九条第一項中「十一円」を「十五円」に、「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改め、同条第二項中「但し」を「ただし」に改める。

別表第一中「別表第一 内国旅行の旅費」を「別表第一 内国旅行の旅費（第二十条―第二十四条、第二十七条、第二十八条関係）」に改める。

別表第一の一中表の部分を次のように改める。

| 区分             | 内閣総理大臣<br>高裁判所長官<br>その他の者 | 指定職の職務にある者 | 二等以上の職務にある者 | 三等以下五等以上の職務にある者 | 六等級以下の職務にある者 | 宿泊料（一夜につき） |        |        | 食卓料（一夜につき） |
|----------------|---------------------------|------------|-------------|-----------------|--------------|------------|--------|--------|------------|
|                |                           |            |             |                 |              | 甲 地方       | 乙 地方   | 夜につき   |            |
| 鉄道五十キロ未満       | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円          | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道五十キロ以上百キロ未満  | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円          | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道百キロ以上三キロ未満   | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円          | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道三キロ以上五キロ未満   | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円          | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道五キロ以上十キロ未満   | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円          | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道十キロ以上二十キロ未満  | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円          | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道二十キロ以上五十キロ未満 | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円          | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道五十キロ以上       | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円          | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |

別表第一の二中表の部分を次のように改める。

| 区分             | 内閣総理大臣<br>高裁判所長官<br>その他の者 | 指定職の職務にある者 | 二等以上の職務にある者 | 三等以下の職務にある者 | 六等級以下の職務にある者 | 宿泊料（一夜につき） |        |        | 食卓料（一夜につき） |
|----------------|---------------------------|------------|-------------|-------------|--------------|------------|--------|--------|------------|
|                |                           |            |             |             |              | 甲 地方       | 乙 地方   | 夜につき   |            |
| 鉄道五十キロ未満       | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円      | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道五十キロ以上百キロ未満  | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円      | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道百キロ以上三キロ未満   | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円      | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道三キロ以上五キロ未満   | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円      | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道五キロ以上十キロ未満   | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円      | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道十キロ以上二十キロ未満  | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円      | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道二十キロ以上五十キロ未満 | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円      | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道五十キロ以上       | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円      | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |

別表第二の二中表の部分を次のように改める。

別表第二 外国旅行の旅費（第三十五条―第三十七条、第三十九条、第四十条、第四十一条関係）

| 区分             | 内閣総理大臣<br>高裁判所長官<br>その他の者 | 指定職の職務にある者 | 二等以上の職務にある者 | 三等以下の職務にある者 | 六等級以下の職務にある者 | 宿泊料（一夜につき） |        |        | 食卓料（一夜につき） |
|----------------|---------------------------|------------|-------------|-------------|--------------|------------|--------|--------|------------|
|                |                           |            |             |             |              | 甲 地方       | 乙 地方   | 夜につき   |            |
| 鉄道五十キロ未満       | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円      | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道五十キロ以上百キロ未満  | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円      | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道百キロ以上三キロ未満   | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円      | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道三キロ以上五キロ未満   | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円      | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道五キロ以上十キロ未満   | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円      | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道十キロ以上二十キロ未満  | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円      | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道二十キロ以上五十キロ未満 | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円      | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |
| 鉄道五十キロ以上       | 二、四〇〇円                    | 一、八〇〇円     | 一、六〇〇円      | 一、三〇〇円      | 一、一〇〇円       | 五、二〇〇円     | 四、七〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二、四〇〇円     |

別表第二の一の備考中二を次のように改める。

二 指定都市とは、大蔵省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び大洋州地域として大蔵省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域をいい、乙地方とは、指定都市及び甲地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

別表第二の二中表の部分を次のように改める。

|                         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 三等級又は<br>四等級の職<br>務にある者 | 20,000円 | 25,000円 | 30,000円 | 35,000円 | 40,000円 | 45,000円 | 50,000円 | 55,000円 | 60,000円 |
| 五等級以下<br>の職務にある<br>者    | 10,000円 | 12,000円 | 14,000円 | 16,000円 | 18,000円 | 20,000円 | 22,000円 | 24,000円 | 26,000円 |

附 則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行については、適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 新法第十九条第一項の規定並びに別表第一の一及び別表第二の一の規定（着後手当に係る部分を除く。）は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

理由

職員の旅費の実情等にかんがみ、内国旅行及び外国旅行における日当、宿泊料、移動料等の定額を引き上げるほか、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。なお従前の例による。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

（昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一條 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第二項中「及び第四項」の下に「並びに次条第三項第七項」を加え、同条第四項第三号ハ中「以外の年金」を「に掲げる年金以外の年金」に改め、同条第五項中「前項」を「同項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十年以後における特別措置法による退職年金等の額の改定）

第一条の八 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の九の仮定俸給（同条第四項若しくは第五項の規定又は同条第六項において準用する第一条第六項の規定により前条第四項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金に）については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。次項において同じ。）に対応する別表第一の十の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、昭和五十年七月三十一日におけるその年金の額の算定の基礎となつて別表第一の九の仮定俸給に对应する別表第一の十一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間である者）については、その額を、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

間のうち実在職した期間が最短期間である者）については、その額を、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合においては、同項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一」に相当する額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定に準じてその額を改定する。

6 第三項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第四項の規定に準じてその額を改定する。

7 次の各号に掲げる年金については、前各項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十年八月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間である者で、その年金の額は、四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに属する年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間である者で、その年金の額は、三十一万五千円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに属する年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間である者で、その年金の額は、二十一万円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金のうち次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金に達しているもの 十五万七千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十萬五千元

8 第一項若しくは第二項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者（六十五歳未満の者に限る。）が六十五歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一項第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二項第五項中「及び第二項の七第五項」を「第二項の七第五項及び第二項の八第七項」に改める。

第二項の二第三項中「及び第二項の七第四項」を「第二項の七第四項及び第二項の八第六項」に改める。

第二項の七第六項中「第一項から第三項まで」を「第一項又は第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）

第二項の八 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の九の仮定俸給（同条第三項の規定又は同条第六項において準用する第一項第六項の規定により前条第三項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとし、場合により改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。次項において同じ。）に対応する

別表第一の十の仮定俸給を俸給とみなし、第二項第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十」と読み替へるものとする。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年一月分以後、その額を、昭和五十年七月三十一日におけるその年金の額の算定の基礎となつて別表第一の九の仮定俸給に對する別表第一の十一の仮定俸給を俸給とみなし、第二項第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十一」と読み替へるものとする。

3 第一項の八第三項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年金に達している年金に限る。以下この項及び第八項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第四項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替へるものとする。

4 次の各号に掲げる年金については、第一項又は前項（第一項の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十年八月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十に定める障害の等級に該當する年金額（障害の等級が一般又は二級に該當するものにあつては、十二万円を加えた額）

二 殉職年金 四十七萬四千元

三 障害遺族年金 前号に掲げる金額の十分の七・五に相當する金額

5 第二項又は第三項（第二項の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けて改定された年金（前項の規定の適用を受けた年金を含む。）の額が、同項第一号中「別表第四の十」とあるのは「別表第四の十一」と、同項第二号中「四十七萬四千元」とあるのは「五十萬六千元」と読み替へた場合における同項各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十年一月分以後、その額をその読み替へられた当該各号に掲げる額に改定する。

6 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第四項第一号又は前項において読み替へられた同号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については六万円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円（そのうち二人までについては、一人につき一万八千円（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り四万二千円）を加えた額を第四項第一号又は前項において読み替へられた同号に掲げる額として、第四項又は前項の規定を適用する。

7 殉職年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第四項第二号又は第五項において読み替へられた同号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を第四項第二号又は第五項において読み替へられた同号に掲げる額として、第四項又は第五項の規定を適用する。

一 扶養遺族が一人である場合 一万八千円  
二 扶養遺族が二人以上である場合 二万七千円

8 第一項の八第五項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項」とあるのは、「第三項

中「旧法の規定による遺族年金に相當する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替へて、同項」と読み替へるものとする。

9 第一項の八第六項の規定は、第三項（同条第三項の規定に係る部分に限る。）又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときについて準用する。この場合において、同条第六項中「第四項」とあるのは、「第四項中「旧法の規定による遺族年金に相當する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替へて、同項」と読み替へるものとする。

10 第一項第六項の規定は、第一項から第三項まで及び前第二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第三項の七の次に次の一条を加える。

（昭和五十年度における旧法による年金の額の改定）

第三項の八 第一項の八の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三項第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二項の八の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三項第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

第四項第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第五項中「及び第七項第二項」を「第七項第二項及び第八項第二項」に改める。

（昭和五十年度における昭和三十五年三月以前の旧法による年金の額の改定）

を超える場合には、当該俸給年額については、三百七十二万円をそれぞれ当該各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、同項中「一・二九三」とあるのを「一・三八一」と読み替えて、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 第一条の八第七項及び第八項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額に改定について準用する。

4 前三項の規定は、前条第三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 第五条の五第一項中「及び第五条の七第一項を」、「第五条の七第一項並びに第五条の八第一項及び第二項」に改め、同条第三項中「及び第五条の七第三項」を、「第五条の七第三項及び第五条の八第四項」に改める。

第五条の七の次に次の一条を加える。  
(昭和五十一年度における昭和四十五年三月以前の  
新法による年金等の額の改定)

第五条の八 昭和四十五年三月三十一日以前の年金で昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前条第一項の規定により第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額（仮定新法の俸給年額とみなされた額にあつては、昭和四十九年改正後の新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号の規定がその者の退職の日に施行されていたらばその者の年金額の算定の基準となるべき俸給年額を求め、その俸給年額を基礎として昭和四十年法律第一号の規定及び第五条から第五条の六までの規定を適用す

るものとした場合の同条第一項の規定により第五  
条第一項第一号に掲げる仮定新法の俸給年額  
とみなされた額を算定し、その額に別表第六の  
上欄に掲げる新法の退職をした時期の区分に  
応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額より  
少ないときは、その乗じて得た額）に「一・二九  
三」を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸  
給年額に係るものが三百七十二万円を超える場  
合には、当該俸給年額については、三百七十二  
万円）をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸  
給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定  
旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて  
算定した額に改定する。

2 昭和四十五年三月三十一日以前の年金で、昭和五十一年十二月三十一日において現に支給されているものについては、昭和五十一年一月分以後、その額を、前項中「一・二九三」とあるのを「別表第七の上欄に掲げる新法の退職をした時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と読み替えて、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 第一条の八第七項及び第八項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第一項及び前項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金で昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについて、前二項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金で昭和五十一年十二月三十一日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

5 第一条第六項の規定は、前各号の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

6 昭和四十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた復職前の沖繩の年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、同年十二月三十一日において現に支給されているものについては、昭和五十一年一月分以後、その額を、前各項の

規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第六条第一項中「次条第一項」の下に「及び第六條の三第一項」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「次条第三項」の下に「及び第六條の三第三項」を加え、同条第四項中「次条第五項」の下に「及び第六條の三第五項」を加える。

第六條の二の次に次の一条を加える。  
(昭和五十一年度における昭和四十五年四月以後  
の新法による年金の額の改定)

第六條の三 昭和四十七年三月三十一日以前の年金で昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に「一・二九三」を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該俸給年額に「一・二九三」を乗じて得た額）をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四十八年改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第七項及び第八項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十七年三月三十一日以前の衛視等の年金で昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 昭和四十七年三月三十一日以前の復職前の沖繩の年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月

分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十一条中「第九條」を「第十條」に改め、同条第十四条とする。

第十条第一号中「第三條の七」を「第三條の八」に改め、同条第十三条とする。

第九條第一項中「新法の規定による通算退職年金」の下に「（次条第一項において「昭和四十八年三月三十一日以前の通算退職年金」という。）」を加え、同条第二項中「前条」を「第九條の二」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第十條第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第十條第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十條第一項及び同条第二項において読み替へられた前項」と読み替へられるものとする。

第九條第三項中「前条第四項の規定の適用を受ける年金又は」を削り、「係るもの」の下に「及び施行法第五十一条の四第三号に規定する沖繩の組合員であつた者のうち、同月十五日から昭和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金のうち政令で定める年金」を加え、同条を第十條とし、同条の次に次の三條を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十七年四月以後  
の通算退職年金の額の改定)

第十條の二 昭和四十八年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定俸給（前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に一・二九三を乗じて得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 第九條の二第二項及び第三項の規定は、前項

の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十年八月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十條の二第二項第二号」と、「前項」とあるのは「第十條の二第二項第一号」と、同条第三項中「第二項」とあるのは「第十條の二第二項及び同条第二項において読み替へられた前項」と読み替へるものとする。

3 前条第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分（その給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、前二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

（昭和五十年年度における昭和四十八年四月以後の通算退職年金の額の改定）

第十一條 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定俸給（当該通算年金の額の算定の基準となつた俸給に一・二九三を乗じて得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 第九條の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十年八月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十條の二第二項第二号」と、「前項」とあるのは「第十條の二第二項第一号」と、同条第三項中「第二項」とあるのは「第十條の二第二項及び同条第二項において読み替へられた前項」と読み替へるものとする。

同条第二項において読み替へられた前項」と読み替へるものとする。

3 施行法第五十一條の四第三号に規定する沖縄の組合員であつた者のうち、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る通算退職年金のうち政令で定める年金については、当該年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものにあつては同年八月分以後、同年八月一日以後に給付事由が生じたものにあつては、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、前二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

（端数計算）

第十二條 第一條の八、第二條の八、第三條の八、第四條の八、第五條の八、第六條の三、第七條の二、第八條、第九條の三及び前二條の規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもつて、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。

（昭和五十年年度における昭和四十七年三月以前の通算退職年金の額の改定）

第九條の三 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定俸給（前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に一・二九三を乗じて得た額（昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る

通算退職年金にあつては、その乗じて得た額が、昭和四十九年改正後の新法第四十二條第二項又は施行法第二條第一項第十九號の規定がその退職の日に施行されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき俸給の額を求め、その俸給の額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして昭和四十年法律第百一號の規定及び第五條から第五條の六までの規定を適用するものとした場合の同条第一項の規定により第五條第一項第一号に掲げる仮定新法の俸給年額とみなされた額を算定し、その額に別表第六の上欄に掲げる新法の退職をした時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額に一・二九三を乗じて得た額（その額が三百七十二万円を超える場合には、三百七十二万円）を十二で除して得た額より少ないときは、その除して得た額）をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和五十年八月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

3 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法別表第二の二に定める率を乗じて得た額

3 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金のうち、昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る通算退職年金で、

昭和五十年十二月三十一日において現に支給されているものについては、昭和五十年一月分以後、その額を、第一項第二号中「一・二九三」とあるのを「別表第七の上欄に掲げる退職をした時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と読み替へて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 新法第七十九條の二第六項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごと前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

5 前条第四項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分（その給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、第一項、第二項及び前項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

6 前項の規定の適用を受ける年金（昭和四十五年三月三十一日以前に退職をした者に係る年金に限る。）については、昭和五十年一月分（その給付事由が同年一月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、第三項及び第四項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第八條第一項中「次条第一項」の下に「並びに第九條の三第一項及び第三項」を加え、同条を第九條とする。

第七條第一項中「遺族年金」の下に「（次条第一項において「昭和四十八年三月三十一日以前の年金」という。）を加え、同条第二項中「遺族年金」の下に「（次条第三項において「昭和四十八年三月三十一日以前の遺族等の年金」という。）を加え、同条の次に次の二條を加える。  
（昭和五十年年度における昭和四十七年四月以後の新法による年金の額の改定）  
第七條の二 昭和四十八年三月三十一日以前の年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支

給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額に一・二九三を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該俸給年額については、三百七十二万円）をそれぞれ新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四十八年改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第七項及び第八項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十八年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前条第六項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

（昭和五十年年度における昭和四十八年四月以後の新法による年金の額の改定）

第八条 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（次項及び第六項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額

をそれぞれ新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の俸給年額 当該年金の額（その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号において同じ。）の計算の基礎となつた新法の俸給年額に一・二九三を乗じて得た額（その額が三百七十二万円を超える場合には、三百七十二万円）をいう。

二 仮定恩給法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額 当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に一・二九三を乗じて得た額をいう。

2 前項の規定は、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三條の二から第十三條の四まで、第十三條の六又は第十三條の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

3 第一条の八第七項及び第八項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 昭和四十九年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、第一条の八第七項及び第八項の規定に準じて年金の額を改定する。

5 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

6 施行法第五十一條の四第三号に規定する沖縄

の組合員であつた者のうち、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金のうち政令で定める年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

別表第一（表の部分を除く。）中「別表第一」を「別表第一（第一条、第二条、第三条、第四条、第五条関係）」に改める。

別表第一の二中「別表第一の二」を「別表第一の二（第一条、第二条、第四条、第四条の二関係）」に改める。

別表第一の三中「別表第一の三」を「別表第一の三（第一条の二、第二条の二、第四条の二関係）」に改める。

別表第一の四中「別表第一の四」を「別表第一の四（第一条の三、第二条の三、第三条の四、第四条の三関係）」に改める。

別表第一の五中「別表第一の五」を「別表第一の五（第一条の四、第二条の四、第四条の四関係）」に改める。

別表第一の六中「別表第一の六」を「別表第一の六（第一条の四、第二条の四、第四条の四関係）」に改める。

別表第一の七中「別表第一の七」を「別表第一の七（第一条の五、第二条の五関係）」に改める。

別表第一の八中「別表第一の八」を「別表第一の八（第一条の六、第二条の六関係）」に改める。

別表第一の九中「別表第一の九」を「別表第一の九（第一条の七、第二条の七関係）」に改め、同表の次に次の二表を加える。

別表第一の九の仮定俸給

|         |
|---------|
| 三六、〇七〇円 |
| 三七、五五〇  |
| 三八、四八〇  |
| 三九、四一〇  |
| 四〇、四九〇  |
| 四一、〇二〇  |
| 四二、三四〇  |
| 四三、五七〇  |
| 四四、〇七〇  |
| 四五、五七〇  |
| 四六、二二〇  |
| 四七、八八〇  |
| 四八、九三〇  |
| 四九、九三〇  |
| 五〇、二二〇  |
| 五一、九三〇  |
| 五二、五三〇  |
| 五三、五三〇  |
| 五四、五三〇  |
| 五五、五三〇  |
| 五六、五三〇  |
| 五七、五三〇  |
| 五八、五三〇  |
| 五九、五三〇  |
| 六〇、五三〇  |

仮定俸給

|         |
|---------|
| 四六、六三〇円 |
| 四八、五五〇  |
| 四九、七六〇  |
| 五〇、九六〇  |
| 五二、三六〇  |
| 五四、三三〇  |
| 五五、四〇〇  |
| 五七、六三〇  |
| 五九、五七〇  |
| 六一、五〇〇  |
| 六三、六四〇  |
| 六五、七八〇  |
| 六八、四四〇  |
| 七〇、一三〇  |
| 七二、三一〇  |
| 七四、四三〇  |
| 七六、六六〇  |

|         |         |
|---------|---------|
| 六六、七〇〇  | 七九、七八〇  |
| 六四、二一〇  | 八三、〇三〇  |
| 六七、五五〇  | 八七、三四〇  |
| 七一、二三〇  | 九二、一一〇  |
| 七三、一二〇  | 九四、五四〇  |
| 七四、九一〇  | 九六、八六〇  |
| 七七、四八〇  | 一〇〇、一八〇 |
| 七八、九八〇  | 一〇二、一三〇 |
| 八三、三七〇  | 一〇七、七九〇 |
| 八五、五三〇  | 一一〇、五九〇 |
| 八七、八一〇  | 一一三、五三〇 |
| 九二、一八〇  | 一一九、一九〇 |
| 九六、六一〇  | 一二四、九二〇 |
| 九七、七五〇  | 一二六、三九〇 |
| 一〇一、四〇〇 | 一三一、一一〇 |
| 一〇六、五八〇 | 一三七、八〇〇 |
| 一一一、七一〇 | 一四四、四四〇 |
| 一一四、八七〇 | 一四八、五三〇 |
| 一二七、九六〇 | 一五二、五二〇 |
| 一二四、二三〇 | 一六〇、六三〇 |
| 一三〇、四九〇 | 一六八、七三〇 |
| 一三一、七三〇 | 一七〇、三三〇 |
| 一三六、七三〇 | 一七六、七八〇 |
| 一四三、〇二〇 | 一八四、九二〇 |
| 一四九、二九〇 | 一九三、〇三〇 |
| 一五五、五三〇 | 二〇一、〇九〇 |
| 一五九、四四〇 | 二〇六、一六〇 |
| 一六三、六四〇 | 二一一、五九〇 |
| 一七一、七一〇 | 二二二、〇二〇 |
| 一七九、八八〇 | 二二二、五八〇 |
| 一八三、九八〇 | 二二七、八九〇 |
| 一八七、九六〇 | 二四三、〇三〇 |
| 一九六、〇七〇 | 二五三、五二〇 |
| 一九九、七六〇 | 二五八、二九〇 |
| 二〇四、一七〇 | 二六三、九九〇 |
| 二一二、二四〇 | 二七四、四三〇 |
| 二二一、〇八〇 | 二八五、八六〇 |
| 二二五、六三〇 | 二九一、七三〇 |
| 二二九、九三〇 | 二九七、二九〇 |

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額のこの表に記載された額に対応する仮定俸給の額によるものとし、年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額が二六五、二四〇円を超える場合においては、その額に一・二九三を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定俸給とする。ただし、旧法の規定による退職年金に相当する年金又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金（これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達していないもののうち六十五歳未満の者（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子及び孫を除く。）に支給するものに限る。）でその額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額が三三、一三〇円を超え三三、一三〇円以下のときは四四、七五〇円を、三三、一三〇円を超え三三、一三〇円以下のときは四二、八四〇円を、三一、七〇〇円以下のときは四〇、九九〇円を、それぞれこの表の仮定俸給とする。

別表第一の十一（第一条の八、第二条の八関係）

| 別表第一の九の仮定俸給 | 仮定俸給    |
|-------------|---------|
| 三六、〇七〇円     | 四九、八一〇円 |
| 三七、五五〇      | 五一、八六〇  |
| 三八、四八〇      | 五三、一四〇  |
| 三九、四一〇      | 五四、四三〇  |
| 四〇、四九〇      | 五五、九二〇  |
| 四二、〇二〇      | 五八、〇三〇  |
| 四三、三四〇      | 五九、八六〇  |
| 四四、五七〇      | 六一、五五〇  |
| 四六、〇七〇      | 六三、六二〇  |
| 四七、五七〇      | 六五、六九〇  |
| 四九、二二〇      | 六七、九七〇  |
| 五〇、八八〇      | 七〇、二六〇  |
| 五二、九三〇      | 七三、一〇〇  |

|         |         |
|---------|---------|
| 五四、二三〇  | 七四、九〇〇  |
| 五五、九三〇  | 七七、二三〇  |
| 五七、五六〇  | 七九、四九〇  |
| 六〇、八三〇  | 八四、〇一〇  |
| 六一、七〇〇  | 八五、二一〇  |
| 六四、二一〇  | 八八、六八〇  |
| 六七、五五〇  | 九三、二八〇  |
| 七一、二三〇  | 九八、三八〇  |
| 七三、一二〇  | 一〇〇、九八〇 |
| 七四、九一〇  | 一〇三、四五〇 |
| 七七、四八〇  | 一〇六、九九〇 |
| 七八、九八〇  | 一〇九、〇八〇 |
| 八三、三七〇  | 一一五、一三〇 |
| 八五、五三〇  | 一一八、一三〇 |
| 八七、八一〇  | 一二一、二七〇 |
| 九二、一八〇  | 一二七、三一〇 |
| 九六、六一〇  | 一三三、四二〇 |
| 九七、七五〇  | 一三四、九九〇 |
| 一〇一、四〇〇 | 一四〇、〇三〇 |
| 一〇六、五八〇 | 一四七、一八〇 |
| 一一一、七一〇 | 一五四、二七〇 |
| 一一四、八七〇 | 一五八、六三〇 |
| 一二七、九六〇 | 一六二、九〇〇 |
| 一二四、二三〇 | 一七一、五六〇 |
| 一三〇、四九〇 | 一八〇、二一〇 |
| 一三一、七三〇 | 一八一、九三〇 |
| 一三六、七三〇 | 一八八、八二〇 |
| 一四三、〇二〇 | 一九七、五一〇 |
| 一四九、二九〇 | 二〇六、一八〇 |
| 一五五、五三〇 | 二一四、七八〇 |
| 一五九、四四〇 | 二二〇、一九〇 |
| 一六三、六四〇 | 二二五、九九〇 |
| 一七一、七一〇 | 二三七、一三〇 |
| 一七九、八八〇 | 二四八、四一〇 |
| 一八三、九八〇 | 二五九、〇八〇 |
| 一九六、〇七〇 | 二七〇、七七〇 |
| 一九九、七六〇 | 二七五、八七〇 |
| 二〇四、一七〇 | 二八一、九六〇 |

備考

別表第一の十の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第一の十の備考中「一・二九三」とあるのは「一・三八一」と、「四四、七五〇円」とあるのは「四七、七九〇円」と、「四二、八四〇円」とあるのは「四五、七六〇円」と、「四〇、九九〇円」とあるのは「四三、七八〇円」と読み替えるものとする。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第一条、第四条関係）」に改める。  
別表第二の二「中別表第二の二」を「別表第二の二（第一条、第四条関係）」に改める。  
別表第三中「別表第三」を「別表第三（第二条、第三条関係）」に改める。  
別表第三の二中「別表第三の二」を「別表第三の二（第二条関係）」に改める。  
別表第三の三「別表第三の三」を「別表第三の三（第二条の二関係）」に改める。  
別表第三の四「別表第三の四」を「別表第三の四（第二条の三関係）」に改める。  
別表第三の十（第二条の八関係）  
別表第三の五中「別表第三の五」を「別表第三の五（第二条の四関係）」に改める。  
別表第三の六中「別表第三の六」を「別表第三の六（第二条の四関係）」に改める。  
別表第三の七中「別表第三の七」を「別表第三の七（第二条の五関係）」に改める。  
別表第三の八中「別表第三の八」を「別表第三の八（第二条の六関係）」に改める。  
別表第三の九中「別表第三の九」を「別表第三の九（第二条の七関係）」に改め、同表の次に次の二表を加える。

|        |         |
|--------|---------|
| 二二、二四〇 | 二九三、一一〇 |
| 二二、〇八〇 | 三〇五、三二〇 |
| 二二、六三〇 | 三一、五九〇  |
| 二二、九三〇 | 三一、七五〇  |
| 二二、四三〇 | 三二、七五〇  |
| 二二、七九〇 | 三二、七八〇  |
| 二二、六〇〇 | 三四、九三〇  |
| 二二、四二〇 | 三五、四一〇  |
| 二二、七八〇 | 三六、〇一〇  |
| 二二、二四〇 | 三六、三〇〇  |

| 別表第一の十の下欄に掲げる仮定俸給        | 率     |
|--------------------------|-------|
| 二〇一、〇九〇円以上のもの            | 二三・〇割 |
| 一八四、九二〇円を超え二〇一、〇九〇円未満のもの | 二三・八割 |
| 一七六、七八〇円を超え一八四、九二〇円以下のもの | 二四・五割 |
| 一七〇、三三〇円を超え一七六、七八〇円以下のもの | 二四・八割 |
| 一一九、一九〇円を超え一七〇、三三〇円以下のもの | 二五・〇割 |
| 一一三、五三〇円を超え一一九、一九〇円以下のもの | 二五・五割 |
| 一〇二、一三〇円を超え一一三、五三〇円以下のもの | 二六・一割 |

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 八三、〇三〇円を超え一〇二、一三〇円以下のもの | 二六・九割 |
| 七九、七八〇円を超え八三、〇三〇円以下のもの  | 二七・四割 |
| 七四、四三〇円を超え七九、七八〇円以下のもの  | 二七・八割 |
| 七二、三一〇円を超え七四、四三〇円以下のもの  | 二九・〇割 |
| 七〇、一三〇円を超え七二、三一〇円以下のもの  | 二九・三割 |
| 六一、五〇〇円を超え七〇、一三〇円以下のもの  | 二九・八割 |
| 五四、三三〇円を超え六一、五〇〇円以下のもの  | 三〇・二割 |
| 五二、三六〇円を超え五四、三三〇円以下のもの  | 三〇・九割 |
| 五〇、九六〇円を超え五二、三六〇円以下のもの  | 三一・九割 |
| 四九、七六〇円を超え五〇、九六〇円以下のもの  | 三二・七割 |
| 四八、五五〇円を超え四九、七六〇円以下のもの  | 三三・〇割 |
| 四六、六三〇円を超え四八、五五〇円以下のもの  | 三三・四割 |
| 四六、六三〇円のもの              | 三四・五割 |

別表第三の十一(第二条の八関係)

| 別表第一の十一の下欄に掲げる假定俸給       | 率     |
|--------------------------|-------|
| 二二四、七八〇円以上のもの            | 二三・〇割 |
| 一九七、五一〇円を超え二二四、七八〇円未満のもの | 二三・八割 |
| 一八八、八二〇円を超え一九七、五一〇円以下のもの | 二四・五割 |
| 一八一、九三〇円を超え一八八、八二〇円以下のもの | 二四・八割 |
| 一二七、三一〇円を超え一八一、九三〇円以下のもの | 二五・〇割 |
| 一二一、二七〇円を超え一二七、三一〇円以下のもの | 二五・五割 |
| 一〇九、〇八〇円を超え一二一、二七〇円以下のもの | 二六・一割 |
| 八八、六八〇円を超え一〇九、〇八〇円以下のもの  | 二六・九割 |
| 八五、二一〇円を超え八八、六八〇円以下のもの   | 二七・四割 |
| 七九、四九〇円を超え八五、二一〇円以下のもの   | 二七・八割 |
| 七七、二三〇円を超え七九、四九〇円以下のもの   | 二九・〇割 |
| 七四、九〇〇円を超え七七、二三〇円以下のもの   | 二九・三割 |
| 六五、六九〇円を超え七四、九〇〇円以下のもの   | 二九・八割 |
| 五八、〇三〇円を超え六五、六九〇円以下のもの   | 三〇・二割 |
| 五五、九二〇円を超え五八、〇三〇円以下のもの   | 三〇・九割 |
| 五四、四三〇円を超え五五、九二〇円以下のもの   | 三一・九割 |
| 五三、一四〇円を超え五四、四三〇円以下のもの   | 三二・七割 |
| 五一、八六〇円を超え五三、一四〇円以下のもの   | 三三・〇割 |
| 四九、八一〇円を超え五一、八六〇円以下のもの   | 三三・四割 |
| 四九、八一〇円のもの               | 三四・五割 |

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第二条の二)」に改める。  
別表第四の二(第二条関係)に改める。

別表第四の三(「別表第四の三」を「別表第四の三(第二条の二関係)」に改める。  
別表第四の四(「別表第四の四」を「別表第四の四(第二条の三関係)」に改める。  
別表第四の五(「別表第四の五」を「別表第四の五(第二条の四関係)」に改める。  
別表第四の六(「別表第四の六」を「別表第四の六(第二条の四関係)」に改める。  
別表第四の七(「別表第四の七」を「別表第四の七(第二条の五関係)」に改める。  
別表第四の八(「別表第四の八」を「別表第四の八(第二条の六関係)」に改める。  
別表第四の九(「別表第四の九」を「別表第四の九(第二条の七関係)」に改め、同表の次に次の二表を加える。

| 障害の等級 | 年 | 金          | 額 |
|-------|---|------------|---|
| 一級    |   | 二、〇五三、〇〇〇円 |   |
| 二級    |   | 一、六六三、〇〇〇円 |   |
| 三級    |   | 一、三三四、〇〇〇円 |   |
| 四級    |   | 一、〇〇六、〇〇〇円 |   |
| 五級    |   | 七八〇、〇〇〇円   |   |
| 六級    |   | 五九五、〇〇〇円   |   |

備考 別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、〇〇六、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、一七〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

| 障害の等級 | 年 | 金          | 額 |
|-------|---|------------|---|
| 一級    |   | 二、一九三、〇〇〇円 |   |
| 二級    |   | 一、七七六、〇〇〇円 |   |
| 三級    |   | 一、四二五、〇〇〇円 |   |
| 四級    |   | 一、〇七五、〇〇〇円 |   |
| 五級    |   | 八三三、〇〇〇円   |   |
| 六級    |   | 六三六、〇〇〇円   |   |

備考 別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、〇七五、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、二五〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第五中「別表第五」を「別表第五(第五条の七、第五条の八、第九条の三関係)」に改め、

別表第七（第五条の八、第九条の三関係）

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| 昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで | 一・三五〇 |
| 昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで | 一・三四五 |
| 昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで | 一・三四一 |
| 昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで | 一・三三八 |
| 昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで  | 一・三二九 |
| 昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで  | 一・三三〇 |
| 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで | 一・三二五 |
| 昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで | 一・三一八 |
| 昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで | 一・三一二 |
| 昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで | 一・三〇三 |

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七十九條第五項中「減額退職年金の額」の下に「のうち第七十六條の第二項第二号に係る額」を、「乗じて得た額」の下に「と当該改定前の減額退職年金の額のうち同項第一号に係る額との合算額」を加える。

第八十三条第三項中「ときは」を「場合において、その該当しなくなつた日から同欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときは」に改める。

第八十五条の次に次の一条を加える。

八十五条の二 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、当該廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第八十八条第二号中「第七十六条の二又は」を「第七十六条の二の規定又は同条及び」に改め、「第七十六条第二項の規定」の下に「又は」

同項及び第七十六條の三の規定」を加える。

第八十八條の二第二号中「第七十六條第二項又は」を「第七十六條第二項の規定又は同項及び」に改め、「第七十六條の二の規定」の下に「又は同条及び第七十六條の三の規定」を加へる。

第百条第三項中「二十四万五千円」を「三十一万円」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則第十三条の七第一項中「第七十六条の二又は第七十六条の三」を「第七十六条の二の規定又は同条及び第七十六条の三」に、「附則第十三条の二第三項又は同条第四項」を「附則第十三条の二第三項の規定又は同項及び同条第四

項」に、「第七十六条第二項」を「第七十六条第二項の規定又は同項及び第七十六条の三」に、「附則第十三条の二第二項」を「附則第十三条の二第二項の規定又は同項及び同条第四項

の規定により読み替えられた第七十六条の三」に、「第七十六条第二項又は第七十六条の三」を「第七十六条第二項の規定又は同項及び第七

十六条の三」に、「附則第十三条の二第二項及び同条第四項」を「附則第十三条の二第二項の規定又は同項及び同条第四項」に、「第七十六条の二」を「第七十六条の二の規定又は同条及び第七十六条の三」に、「附則第十三条の二第三項」を「附則第十三条の二第三項の規定又は同項及び同条第四項の規定により読み替えられた第七十六条の三」に改める。

行法の一部改正)

第三條 國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八條の三」を「第四十八條の四」に改める。

第七條第一項第一号中「第十一條第四項」を「第十一條第五項」に、「第二十二條第三項」を「第二十二條第四項」に、「第三十一條第三項」を「第三十一條第四項」に改める。

第十一條第六項中「又は第四項に規定する職務加算等の期間」を削り、「第二項各号又は第四項」を「当該各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項各号列記以外の部分中「前項」を「第二項又は前項」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項第三号中「前項」を「第二項又は前項」に、「同項」を「第二項（第二号を除く。又は前項）」に、「金額」を「金額を加えた金額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 八十歳以上の更新組合員が退職した場合に  
 おいて、第七条第一項第一号又は第二号から  
 第四号までの期間のうちに前項各号に掲げる  
 期間があるときにおけるその者に対する同項  
 の規定の適用については、同項第一号中「三  
 百分の一」とあるのは「三百分の二（その超  
 える期間の年数が十年を超える場合における

その超える部分の年数については、三分分の「一」と、同項第二号中「三分分の一」とあるのは「三分分の二」(その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分分の「一」とする。)

第十一条の次の二項を加える。

8 新法第七十六條第一項又は第八條若しくは第九條の規定による退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第二項各号に掲げる期間を有するときは、その者を第三項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

9 新法第七十六条第一項又は第八条若しくは第九条の規定による退職年金を受ける者が六十五歳に達した場合において、その者が第五項に規定する職務加算等の期間を有するとき、その者を同項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第十二条第一項第一号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第二号中「同条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第十六条第二号中「（同項第五号及び第六号の期間に係るものとして政令で定める金額を除く。）」を削る。

第三十二條第五項を削り、同条第四項中「第十一條第五項」を「第十一條第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 八十歳以上の更新組合員が退職し、新法第八十一條の規定による廃疾年金を受ける場合

におけるその者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「恩給法の俸給年額」の百五十分の一」とあるのは「恩給法の俸給年額に百五十分の一と三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）」を加えた率を乗じて得た金額」と、同

項第二号中「旧法の俸給年額の九十分の一」とあるのは「旧法の俸給年額に九十分の一と三十分の二（その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三十分の一）とを加えた率を乗じて得た金額」と、同項第三号中「旧法の俸給年額の百八十分の一・一」とあるのは「旧法の俸給年額に百八十分の一・一と三十分の二（その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三十分の一）とを加えた率を乗じて得た金額」とする。

6 第二十二條に次の一項を加える。  
第六十一條第七項から第九項までの規定は、新法第八十一條の規定による廃疾年金を受けける者について準用する。この場合において、第十一條第七項中「第二項各号」とあるのは「第二十二條第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項各号」と、同条第八項中「第二項各号」とあるのは「第二十二條第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項各号」と、「第三項」とあるのは「同条第三項」と、同条第九項中「第五項」とあるのは「第二十二條第四項」と読み替えるものとする。

第三十一條第四項を削り、同条第三項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。  
3 前項の場合において、遺族年金を受けける者が、八十歳以上である場合におけるその者に対する同項の規定の適用については、同項第一号中「三十分の一」とあるのは「三十分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三十分の一）と、同項第二号中「三十分の一」とあるのは「三十分の二（その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合

算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三十分の一）」とする。

第三十一條第五項中「除く。」の下に「第七項において同じ。」を加え、「又は第三項に規定する職務加算等の期間」を削り、「第二項各号又は第三項」を「当該各号」に改め、同項の次に次の三項を加える。

6 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受けける者が八十歳に達した場合において、当該年金を受けける者に係る更新組合員が第二項各号に掲げる期間を有していたときは、当該年金を受けける者を第三項の規定に該当する者とし、当該遺族年金の額を改定する。

7 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受けける者が六十五歳に達した場合において、当該年金を受けける者に係る更新組合員が第四項に規定する職務加算等の期間を有していたときは、当該年金を受けける者を同項の規定に該当する者とし、当該遺族年金の額を改定する。

8 第二項から前項までに規定する場合において、これらの規定による遺族年金の支給を受けける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

第三十一條の二第一項中「第三項及び第五項並びに」を「第四項及び第六項」に「第十三条までの規定の例により」を「第十三条まで並びに前条第二項から第八項までの規定に準じて政令で定めるところにより」に改め、「相当する金額」の下に「遺族年金を受けける者が新法第八十八條の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額」を加え、同条第二項を削る。

第三十二條第一項中「当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額」を「前条の遺族年金の額の計算に準じて政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同条

第二項を削る。

第三十三條中「三十六万六千六百四十七円」を「五十万六千円」に、「一万二千元」を「一万八千元」に改める。

第四十五條第六項中「又は第四項において準用する第十一條第四項に規定する職務加算等の期間」を削り、「第二項又は第四項において準用する第十一條第四項」を「第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 八十歳以上の恩給更新組合員が退職した場合において、第一項第一号の期間で十二年を超える期間があるときにおけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「三十分の一」とあるのは、「三十分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三十分の一）」とする。

第四十五條に次の二項を加える。

8 新法附則第十三條の二第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による退職年金を受けける者が八十歳に達した場合において、その者が第二項第一号の期間で十二年を超える期間を有するときは、その者を第三項の規定に該当する者とし、当該退職年金の額を改定する。

9 新法附則第十三條の二第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による退職年金を受けける者が六十五歳に達した場合において、その者が第五項において準用する第十一條第五項に規定する職務加算等の期間を有するときは、その者を第五項において準用する第十一條第五項の規定に該当する者とし、当該退職年金の額を改定する。

第四十六條第一項中「同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第四十七條の二第一項中「当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額」を「第四十八條の二第一項の遺族年金の額の計算に準じて政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同条第二項中「第三十一條の二第二項及び」を削る。

第四十八條中「十二年」を「十五年」と、「恩給法の俸給年額」とあるのは「衛視等の恩給法の俸給年額」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「とする」を「と読み替えるもの」とし、第三十一條第二項第二号の規定は、適用しないものとする」に改める。

第四十八條の三三「第四十八條の三」を「第四十八條の四」に改め、第八章第二節中同条を第四十八條の四とする。

第四十八條の二を第四十八條の三とし、第四十八條の次に次の一條を加える。

（衛視等の公務によらない遺族年金に関する経過措置）

第四十八條の二 衛視等である恩給更新組合員に係る新法附則第十三條の七第一項の規定により適用することとされた新法第八十八條第二号又は第三号の規定による遺族年金の額は、第四十五條第一項、第四項及び第六項、第四十五條の二から第四十五條の三まで並びに前条において読み替えられた第三十一條第二項から第八項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額（遺族年金を受けける者が新法附則第十三條の七第一項の規定により適用することとされた新法第八十八條の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）とする。

2 第三十二條の三の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

3 前二項の規定により算定した遺族年金の額

が、これらの規定を適用しないとしたならば受けることとなる遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

別表の備考以外の部分中「別表」を「別表

(第二十四条関係)」に「一、四四二、〇〇〇

円」を「一、九八四、〇〇〇円」に、「九三

四、〇〇〇円」を「一、二八三、〇〇〇円」に、

「六一七、〇〇〇円」を「八四四、〇〇〇円」

に改め、同表の備考二中「七万二千円」を「十

二万円」に改め、同表の備考三中「四万二千

円」を「六万円」に、「一万二千円」を「一万

八千円(同号イに掲げる者が不在の場合にあつて

は、そのうち一人に限り四万二千円)」に改め

る。

(旧令による共済組合等からの年金受給者の

ための特別措置法の一部改正)

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給

者のための特別措置法(昭和二十五年法律第

二百五十六号)の一部を次のように改正す

る。

第七条第一項第十号中「第二条の七」を

「第二条の八」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

9 附則第七条の規定は、昭和五十年八月一日

から適用する。

(廃疾の程度が変わつた場合の年金額の改定

等に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務

員共済組合法(以下「改正後の法」という)の

第八十三条第三項及び第八十五条の二の規定

は、この法律の施行の日(以下「施行日」と

いう)以後に廃疾年金を受ける権利を有す

る者が国家公務員共済組合法別表第三の上欄

に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつ

た場合について適用する。

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第三条 改正後の法第百条第三項の規定は、昭

和五十年八月分以後の掛金の標準となる俸給

について適用し、同年七月分以前の掛金の標

準となる俸給については、なお従前の例によ

る。

(準公務員期間のある者に関する経過措置)

第四条 昭和五十年八月一日において現に国家

公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

(以下「施行法」という)第二条第一項第

八号の普通恩給又は同号の恩給で恩給法(大

正十二年法律第四十八号)第七十三条第一項

の規定に係るもの(以下この条において「普

通恩給等」という)を受ける権利を有し、

かつ、施行法第九條第一号の期間で恩給法等

の一部を改正する法律(昭和五十年法律第

号)第二条の規定による改正後の恩給法

の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第

百五十五号)以下この条において「改正後の

法律第百五十五号」という)附則第四十四

条の二の規定の適用によりその全部が当該期

間に該当しないこととなるものを有する更新

組合員(施行法第二条第一項第七号に規定す

る更新組合員(施行法第四十一条第一項第一

号に掲げる者を含む)をいう。以下この条

において同じ。若しくは更新新組合員であつ

た者又はこれらの者の遺族のうち、昭和五十

年七月三十一日において施行法第九條第一号

(施行法第四十一条第一項において準用する

場合を含む。以下この条において同じ)の

規定に係る退職年金若しくは減額退職年金又

は施行法第二十九条(施行法第四十一条一項

において準用する場合を含む)の規定に係

る遺族年金(施行法第九條第一号の規定に係

るものに限る)を受ける権利を有する者で

政令で定めるものその他政令で定める者に係

る普通恩給等及び長期給付については、これ

らの者が別段の申出をしないときは、改正後

の法律第百五十五号附則第四十四條の二及び

第三條の規定による改正後の施行法(以下

「改正後の施行法」という)の規定にかか

らず、恩給法等の一部を改正する法律第二

條の規定による改正前の恩給法の一部を改正

する法律附則第四十四條及び第三條の規定に

よる改正前の施行法の規定の例によるものと

する。

(職務加算等の期間を有する者等に関する経

過措置)

第五条 改正後の施行法第十一条第三項から第

五項まで及び第七項から第九項まで、第十二

条第一項第一号及び第二号、第二十二條第三

項、第四項及び第六項、第三十一條第三項か

ら第八項まで、第三十一條の二、第三十二

條、第四十五條第三項、第五項及び第七項か

ら第九項まで、第四十五條の二の二、第二十

六條第一項、第四十七條の二第一項及び第二

項、第四十八條並びに第四十八條の二の規定

は、施行日前に給付事由が生じた給付につい

ても、昭和五十年八月分以後適用する。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額

の最低保障等に関する経過措置)

第六条 改正後の施行法第三十三條及び別表

の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年

金及び廃疾年金についても、昭和五十年八月

分以後適用する。

2 昭和五十年十二月三十一日以前に給付事由

が生じた遺族年金又は廃疾年金について改正

後の施行法第三十三條又は別表の規定を適用

する場合に、同年八月分から同年十二月分

までの年金については、同条中「五十万六千

円」とあるのは「四十七万四千円」と、別表

中「一、九八四、〇〇〇円」とあるのは

「一、八七一、〇〇〇円」と、「一、二八三、

〇〇〇円」とあるのは「一、二一四、〇〇〇

円」と、「八四四、〇〇〇円」とあるのは

「八〇三、〇〇〇円」とする。

(長期に在職者等の退職年金等の最低保障)

第七条 組合員又は施行法第二条第一項第七号

に規定する更新組合員(施行法第四十一条第

一項各号に掲げる者及び施行法第四十二條第

一項に規定する恩給更新新組合員を含む)が

昭和五十年八月一日以後に退職し、又は死亡

した場合において、これらの者又はその遺族

に係る改正後の法の規定による退職年金、廃

疾年金又は遺族年金(改正後の施行法の規定

によりこれらの年金とみなされる年金を含む

以下この条において同じ)で次の各号

に掲げるものについては、その額が、当該各

号に掲げる額に満たないときは、当分の間、

これらの年金の額は、当該各号に掲げる額と

する。

一 改正後の法の規定による退職年金のうちイ

からハまでに掲げる年金 次のイからハまで

に掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハ

までに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定に

よる退職年金の額の計算の基礎となつた組

合員期間のうち実在職した期間(以下この

号において「実在職の期間」という)が

当該退職年金を受ける最短期間(以下

「退職年金の最短期間」という)に

達しているものに係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定に

よる退職年金の額の基礎となつた実在職の

期間が九年以上のものに係る年金(イに掲

げる年金を除く)及び六十五歳未満の者

で実在職の期間が退職年金の最短期間年限

に達しているものに係る年金 三十一万五

千円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年

未満のものに係る年金 二十一万円

二 改正後の法の規定による廃疾年金 次のイ

からハまでに掲げる年金の区分に応じそれ

ぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定に

よる廃疾年金の額の計算の基礎となつた組

合員期間のうち実在職した期間(以下この

号において「実在職の期間」という)が

当該退職年金を受ける最短期間(以下

「退職年金の最短期間」という)に

達しているものに係る年金 二十一万円

ロ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定に

よる廃疾年金の額の基礎となつた実在職の

期間が九年以上のものに係る年金(イに掲

げる年金を除く)及び六十五歳未満の者

で実在職の期間が退職年金の最短期間年限

に達しているものに係る年金 三十一万五

千円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年

未満のものに係る年金 二十一万円

二 改正後の法の規定による廃疾年金 次のイ

からハまでに掲げる年金の区分に応じそれ

ぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定に

よる廃疾年金の額の計算の基礎となつた組

合員期間のうち実在職した期間(以下この

号において「実在職の期間」という)が

当該退職年金を受ける最短期間(以下

「退職年金の最短期間」という)に

達しているものに係る年金 二十一万円

ロ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定に

よる廃疾年金の額の基礎となつた実在職の

期間が九年以上のものに係る年金(イに掲

げる年金を除く)及び六十五歳未満の者

で実在職の期間が退職年金の最短期間年限

に達しているものに係る年金 三十一万五

千円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年

未満のものに係る年金 二十一万円

二 改正後の法の規定による廃疾年金 次のイ

からハまでに掲げる年金の区分に応じそれ

ぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定に

よる廃疾年金の額の計算の基礎となつた組

合員期間のうち実在職した期間(以下この

号において「実在職の期間」という)が

当該退職年金を受ける最短期間(以下

「退職年金の最短期間」という)に

達しているものに係る年金 二十一万円

ロ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定に

よる廃疾年金の額の基礎となつた実在職の

に係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 三十一万五千円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十万円

三 改正後の法の規定による遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で改正後の法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短期間年限に達しているもの 二十一万円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 十五万七千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十萬五千円

2 前項の場合において、同項第三号に掲げる年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

3 第一項各号に掲げる年金で昭和五十年八月一日以後に給付事由が生じたものを受ける者（六十五歳未満の者に限る。）が六十五歳に達した場合（同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。）において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲

げる額に改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、附則第四条に規定する更新組合員若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族が同条の申出をした場合におけるこれらの者に係る長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

### 理 由

国家公務員共済組合等からの年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所定の措置を講ずるほか、退職年金等の最低保障額の引上げ、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げ等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

（昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。  
第一の七第二項中「第六項」の下に「並びに次条第三項、第五項及び第七項」を加え、同条

の次に次の一条を加える。

（昭和五十年以後における旧法による退職年金等の額の改定）

第一条の八 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給（同条第三項若しくは第五項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額とした年金又は前条第六号若しくは第六項若しくは第七項の規定により同条第六項の表の下欄に掲げる金額をもつて改定した年金額とした年金）については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給、同条第四項の規定により改定された年金については、その改定年金額の算定の基礎となつてゐる仮定俸給。次項において同じ。）に対応する別表第一の十の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

2 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給に対応する別表第一の十一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

3 前条第一項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達している年金に限る。）で、七十歳以上八十歳未満の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「算定した額」とあるのは、「算定した額に、その額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期間年限との差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三分の一

（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一）に相当する金額の十二倍に相当する金額を加えた額」とし、八十歳以上の者に係るものに対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「算定した額」とあるのは、「算定した額に、その額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期間年限との差年数のうちに、十年達するまでの年数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三分の一（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一）、十年を超える年数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三分の一（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一）に相当する金額の十二倍に相当する金額を加えた額」とする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

4 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

5 第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達している年金に限る。）については、その年金を受ける者が七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）又は八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定により読み替えて適用する第一項又は第二項の規定に準じてその額を改定する。

6 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

7 次の表の上欄に掲げる年金については、第一項、第二項又は第五項の規定により改定された額が、同表の中欄に掲げるその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在

職した期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、その額を当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

8 第一項、第二項、第四項又は前項の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が六十五歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

第二条の七第一項中「同項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした」を「改定された」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
（昭和五十年度における旧法による障害年金等の改定）

第二条の八 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給（同条第三項の規定により改定された年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給、同条第六項の規定により改定された年金については、その改定された年金額の算定の基礎となつてゐる仮定俸給。次項において同じ。）に対応する別表第一の十の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十」と読み替へるものとする。

2 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給に対応する別表第一の十一の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、

「別表第三の十一」と読み替へるものとする。

3 第一条の八第三項の規定は、前条第一項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達しているものに係る年金に限る。）で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対して前二項の規定を適用する場合について準用する。

4 次の各号に掲げる年金については、第一項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十年八月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつたときは、十二万円を加えた額）

二 殉職年金 四十七万四千円

三 障害遺族年金 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する金額

5 前項各号に掲げる年金については、第二項の規定により改定された額が、前項第一号中「別表第四の十」とあるのは「別表第四の十一」と、同項第二号中「四十七万四千円」とあるのは「五十万六千円」と読み替へた場合における同項各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十一年一月分以後、その額を読み替へられた当該各号に掲げる額に改定する。

6 前二項の場合において、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、第四項第一号又は前項において読み替へられた同号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については六万円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円（そのうち二人

までは、一人につき一万八千円（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り四万二千円）を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

7 第四項又は第五項の場合において、殉職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族があるときは、第四項第二号又は第五項において読み替へられた同号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

一 扶養遺族が一人である場合 一万八千円

二 扶養遺族が二人以上である場合 二万七千円

8 第一項、第二項、第四項又は第五項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達しているものに係る年金に限る。）については、その年金を受ける者が七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）又は八十歳に達したときには、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定により読み替へて適用する第一項又は第二項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第三条第一項中「第三条の七」を「第三条の八」に改める。

第三条の七の次に次の一条を加える。  
（昭和五十年における法による退職年金等の額の改定）

第三条の八 昭和四十八年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、第一項中「第一項又は第三項」とあるのは「第一項」と、「一・二九三」とあるのは「別表第七の上欄に掲げる退職の時期の区分

改定された年金額の算定の基礎となつてゐる俸給年額（同条第二項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については前条第一項の規定により、同条第四項又は第六項の規定により同条第四項の表の下欄に掲げる額（減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額）をもつて改定年金額とした年金については同条第一項又は第三項の規定により、それぞれ年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額）に一・二九三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

3 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十一年八月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給年額に一・二九三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）を同項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

4 昭和四十五年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、第一項中「第一項又は第三項」とあるのは「第一項」と、「一・二九三」とあるのは「別表第七の上欄に掲げる退職の時期の区分

に同じ同表の下欄に掲げる率」と読み替えて、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

5 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

6 次の表の上欄に掲げる年金については、第一項、第三項又は第四項の規定により改定された額が、同表の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間（組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について法第七十七条第二項の規定の適用があつた場合においては、

同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。）の区分に対応する同表の下欄に掲げる額（減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。）に満たないときは、その額を当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

| 年                                                             | 金                                            | 実在職した期間      | 金       | 額     |
|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|--------------|---------|-------|
| 法の規定による退職年金、減額退職年金又は廃疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの                       | 法の規定による退職年金を受ける最短年金年限（以下この表において「最短年金年限」という。） | 九年以上最短年金年限未満 | 三十一万五千円 | 四十二万円 |
| 法の規定による退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの                            | 最短年金年限以上                                     | 九年未満         | 三十一万五千円 | 二十一万円 |
| 法の規定による廃疾年金で六十五歳未満の者が受けるもの                                    | 最短年金年限以上                                     | 最短年金年限以上     | 三十一万五千円 | 二十一万円 |
| 法の規定による六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの                        | 最短年金年限以上                                     | 最短年金年限以上     | 三十一万五千円 | 二十一万円 |
| 法の規定による遺族年金で六十五歳未満の妻、子及び孫を除く。）が受けるもの                          | 最短年金年限以上                                     | 最短年金年限以上     | 三十一万五千円 | 二十一万円 |
| 7 昭和四十九年四月一日から昭和五十年七月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金 | 最短年金年限以上                                     | 最短年金年限以上     | 三十一万五千円 | 二十一万円 |

8 前各項の規定の適用を受ける年金については、前項の規定に準じてその額を改定する。

は、その年金を受ける者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第六項の規定に準じてその額を改定する。

第四条第一項中「前条」を「前二条」に改める。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（昭和五十年年度における法による通算退職年金の額の改定）

第四条の三 昭和四十八年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金（法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。次項及び第六項において同じ。）については、昭和五十年八月分以後、その額を、前条第一項から第三項までの規定により改定された年金額の算定の基礎となつて通算退職年金の仮定俸給（同条第四項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき通算退職年金の仮定俸給）の額に一・二九三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）を、前条第一項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第七十七条第一項に規定する俸給に一・二九三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）を、前条第一項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金について準用する。この場合において、同条第三項中「昭和四十九年九月分以後」とあるのは「昭和五十年八月分以後」と、「前二項の規定により」とあるのは「次条第一項又は第二項の規定により」と読み替えるものとする。

4 第一条第六項の規定は、前項において準用する前条第三項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

5 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、前後の退職のそれぞれについて前各号の規定の例により算定した額の合算額に改定する。

6 昭和四十五年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金については、昭和五十年一月分以後、その額を、第一項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第一項又は第三項」と、「一・二九三」とあるのは「別表第七の上欄に掲げる退職の時期の区分に同じ同表の下欄に掲げる率」と読み替えて、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

7 前条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金について準用する。この場合において、同条第三項中「昭和四十九年九月分以後」とあるのは「昭和五十年一月分以後」と、「前二項の規定により」とあるのは「次条第六項の規定により」と読み替えるものとする。

8 第一条第六項の規定は、前項において準用する前条第三項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

9 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十年一月分以後、その額を、前後の退職のそれぞれについて前各項（第五項を除く。）の規定

(当該前後の退職のうち昭和四十五年三月三十一日以前の退職にあつては、第六項から前号までの規定)の例により算定した額の合算額に改定する。

第六条中「一円」を「五十円」に、「その端数を」を「これを切り捨てた金額をもつて、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に」に改める。

第七条第一項中「第二条の七」を「第二条の八」に改め、同条第二項中「第四条の二」を「第四条の三」に改める。

別表第一(表の部分を除く)中「別表第一」を「別表第一(第一条、第二条、第三条関係)」に改め、同表の備考二中「こえ」を「超え」に改める。

別表第一の二中「別表第一の二」を「別表第一の二(第一条、第二条、第三条関係)」に改める。

別表第一の三中「別表第一の三」を「別表第一の三(第一条の二、第二条の二、第三条の二

関係)」に改める。

別表第一の四中「別表第一の四」を「別表第一の四(第一条の三、第二条の三、第三条の三関係)」に改める。

別表第一の五中「別表第一の五」を「別表第一の五(第一条の四、第二条の四、第三条の四関係)」に改める。

別表第一の六中「別表第一の六」を「別表第一の六(第一条の四、第二条の四、第三条の四関係)」に改める。

別表第一の七中「別表第一の七」を「別表第一の七(第一条の五、第二条の五関係)」に改める。

別表第一の八中「別表第一の八」を「別表第一の八(第一条の六、第二条の六関係)」に改める。

別表第一の九中「別表第一の九」を「別表第一の九(第一条の七、第二条の七関係)」に改め、同表の次に二表を加える。

別表第一の十(第一条の八、第二条の八関係)

| 別表第一の九の仮定俸給 | 仮定俸給    |
|-------------|---------|
| 三六、〇七〇円     | 四六、六三〇円 |
| 三七、五五〇      | 四八、五五〇  |
| 三八、四八〇      | 四九、七六〇  |
| 三九、四一〇      | 五〇、九六〇  |
| 四〇、四九〇      | 五二、三六〇  |
| 四二、〇二〇      | 五四、三三〇  |
| 四三、三四〇      | 五六、〇四〇  |
| 四四、五七〇      | 五七、六三〇  |
| 四六、〇七〇      | 五九、五七〇  |
| 四七、五七〇      | 六一、五〇〇  |
| 四九、二二〇      | 六三、六四〇  |
| 五〇、八八〇      | 六五、七八〇  |
| 五二、九三〇      | 六八、四四〇  |
| 五四、二三〇      | 七〇、一三〇  |

|         |         |
|---------|---------|
| 五五、九三〇  | 七二、三一〇  |
| 五七、五六〇  | 七四、四三〇  |
| 六〇、八三〇  | 七八、六六〇  |
| 六一、七〇〇  | 七九、七八〇  |
| 六四、二一〇  | 八三、〇三〇  |
| 六七、五五〇  | 八七、三四〇  |
| 七一、二三〇  | 九二、一一〇  |
| 七三、一二〇  | 九四、五四〇  |
| 七四、九一〇  | 九六、八六〇  |
| 七七、四八〇  | 一〇〇、一八〇 |
| 七八、九八〇  | 一〇二、一三〇 |
| 八三、三七〇  | 一〇七、七九〇 |
| 八五、五三〇  | 一一〇、五九〇 |
| 八七、八一〇  | 一一三、五三〇 |
| 九二、一八〇  | 一二四、九二〇 |
| 九六、六一〇  | 一二六、三九〇 |
| 九七、七五〇  | 一三一、一一〇 |
| 一〇一、四〇〇 | 一三七、八〇〇 |
| 一〇六、五八〇 | 一四四、四四〇 |
| 一一一、七一〇 | 一四八、五三〇 |
| 一一四、八七〇 | 一五二、五二〇 |
| 一二七、九六〇 | 一六〇、六三〇 |
| 一二四、二三〇 | 一六八、七三〇 |
| 一三〇、四九〇 | 一七〇、三三〇 |
| 一三一、七三〇 | 一七六、七八〇 |
| 一三六、七三〇 | 一八四、九二〇 |
| 一四三、〇二〇 | 一九三、〇三〇 |
| 一四九、二九〇 | 二〇一、〇九〇 |
| 一五五、五三〇 | 二〇六、一六〇 |
| 一五九、四四〇 | 二一一、五九〇 |
| 一六三、六四〇 | 二二二、〇二〇 |
| 一七一、七一〇 | 二二二、〇二〇 |
| 一七九、八八〇 | 二二二、〇二〇 |
| 一八三、九八〇 | 二二二、〇二〇 |
| 一八七、九六〇 | 二二二、〇二〇 |
| 一九六、〇七〇 | 二二二、〇二〇 |
| 一九九、七六〇 | 二二二、〇二〇 |
| 二〇四、一七〇 | 二二二、〇二〇 |
| 二一二、二四〇 | 二二二、〇二〇 |

|         |         |
|---------|---------|
| 二二一、〇八〇 | 二八五、八六〇 |
| 二二五、六三〇 | 二九一、七三〇 |
| 二二九、九三〇 | 二九七、二九〇 |
| 二三四、四三〇 | 三〇三、一三〇 |
| 二三八、七九〇 | 三〇八、七六〇 |
| 二四七、六〇〇 | 三二〇、一五〇 |
| 二五六、四二〇 | 三三一、五五〇 |
| 二六〇、七八〇 | 三三七、一八〇 |
| 二六五、二四〇 | 三四二、九六〇 |
| 二七五、〇三〇 | 三五五、六一〇 |
| 二八四、八四〇 | 三六八、三〇〇 |
| 二八九、六七〇 | 三七四、五四〇 |
| 二九四、六三〇 | 三八〇、九六〇 |

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額が三六、〇七〇円に満たないときは、四六、六三〇円をこの表の仮定俸給とする。ただし、旧法の規定による退職年金又は遺族年金に相当する年金(その額の計算の基礎となつた組合員期間のうち實在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達していないもののうち六十五歳未満の者(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子及び孫を除く。)に支給するものに限る。)については、その額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額が、三四、六一〇円以下のときは四四、七五〇円を、三三、一三〇円以下のときは四二、八四〇円を、三一、七〇〇円以下のときは四〇、九九〇円を、それぞれこの表の仮定俸給とする。

別表第一の十一(第一条の八、第二条の八関係)

| 別表第一の九の仮定俸給 | 仮定俸給    |
|-------------|---------|
| 三六、〇七〇円     | 四九、八一〇円 |
| 三七、五五〇      | 五一、八六〇  |
| 三八、四八〇      | 五三、一四〇  |
| 三九、四一〇      | 五四、四三〇  |
| 四〇、四九〇      | 五五、九二〇  |
| 四二、〇二〇      | 五八、〇三〇  |
| 四三、三四〇      | 五九、八六〇  |
| 四四、五七〇      | 六一、五五〇  |
| 四六、〇七〇      | 六三、六二〇  |
| 四七、五七〇      | 六五、六九〇  |
| 四九、二二〇      | 六七、九七〇  |

|         |         |
|---------|---------|
| 五〇、八八〇  | 七〇、二六〇  |
| 五二、九三〇  | 七三、一〇〇  |
| 五四、二三〇  | 七四、九〇〇  |
| 五五、九三〇  | 七七、二三〇  |
| 五七、五六〇  | 七九、四九〇  |
| 六〇、八三〇  | 八四、〇一〇  |
| 六一、七〇〇  | 八五、二一〇  |
| 六四、二一〇  | 八八、六八〇  |
| 六七、五五〇  | 九三、二八〇  |
| 七一、二三〇  | 九八、三八〇  |
| 七三、一二〇  | 一〇〇、九八〇 |
| 七四、九一〇  | 一〇三、四五〇 |
| 七七、四八〇  | 一〇六、九九〇 |
| 七八、九八〇  | 一〇九、〇八〇 |
| 八三、三七〇  | 一一五、一三〇 |
| 八五、五三〇  | 一二一、一三〇 |
| 八七、八一〇  | 一二七、二七〇 |
| 九二、一八〇  | 一三七、三一〇 |
| 九六、六一〇  | 一三三、四二〇 |
| 九七、七五〇  | 一三四、九九〇 |
| 一〇一、四〇〇 | 一四〇、〇三〇 |
| 一〇六、五八〇 | 一四七、一八〇 |
| 一一一、七一〇 | 一五四、二七〇 |
| 一一四、八七〇 | 一五八、六三〇 |
| 一二七、九六〇 | 一六二、九〇〇 |
| 一二四、二三〇 | 一七一、五六〇 |
| 一三〇、四九〇 | 一八〇、二一〇 |
| 一三一、七三〇 | 一八一、九三〇 |
| 一三六、七三〇 | 一八八、八二〇 |
| 一四三、〇二〇 | 一九七、五一〇 |
| 一四九、二九〇 | 二〇六、一八〇 |
| 一五五、五三〇 | 二一四、七八〇 |
| 一五九、四四〇 | 二二〇、一九〇 |
| 一六三、六四〇 | 二二五、九九〇 |
| 一七一、七一〇 | 二三七、一三〇 |
| 一七九、八八〇 | 二四八、四一〇 |
| 一八三、九八〇 | 二五四、〇八〇 |
| 一八七、九六〇 | 二五九、五七〇 |
| 一九六、〇七〇 | 二七〇、七七〇 |
| 一九九、七六〇 | 二七五、八七〇 |

|         |         |
|---------|---------|
| 二〇四、一七〇 | 二八一、九六〇 |
| 二二二、二四〇 | 二九三、一一〇 |
| 二二一、〇八〇 | 三〇五、三二〇 |
| 二二五、六三〇 | 三一七、五九〇 |
| 二二九、九三〇 | 三二七、五三〇 |
| 二三四、四三〇 | 三三三、七五〇 |
| 二三八、七九〇 | 三二九、七八〇 |
| 二四七、六〇〇 | 三四一、九三〇 |
| 二五六、四二〇 | 三四四、一一〇 |
| 二六〇、七八〇 | 三六〇、一三〇 |
| 二六五、二四〇 | 三六六、三〇〇 |
| 二七五、〇三〇 | 三七九、八二〇 |
| 二八四、八四〇 | 三九三、三六〇 |
| 二八九、六七〇 | 四〇〇、〇三〇 |
| 二九四、六三〇 | 四〇六、八八〇 |

備考

別表第一の十の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第一の十の備考中「四六、六三〇円」とあるのは「四九、八一〇円」と、「四四、七五〇円」とあるのは「四七、七九〇円」と、「四二、八四〇円」とあるのは「四五、七六〇円」と、「四〇、九九〇円」とあるのは「四三、七八〇円」と読み替えるものとする。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第一、第三、第四、第五）」に改める。  
 別表第二の二中「別表第二の二」を「別表第二の二（第一、第三、第四）」に改める。  
 別表第三中「別表第三」を「別表第三（第二、第三、第四）」に改める。  
 別表第三の二中「別表第三の二」を「別表第三の二（第二、第三）」に改める。  
 別表第三の三中「別表第三の三」を「別表第三の三（第二、第三）」に改める。  
 別表第三の四の四「別表第三の四」を「別表第三の四（第二、第三）」に改める。  
 別表第三の十（第二、第三）の八関係

別表第三の五中「別表第三の五」を「別表第三の五（第二、第三）」に改める。  
 別表第三の六中「別表第三の六」を「別表第三の六（第二、第三）」に改める。  
 別表第三の七中「別表第三の七」を「別表第三の七（第二、第三）」に改める。  
 別表第三の八中「別表第三の八」を「別表第三の八（第二、第三）」に改める。  
 別表第三の九中「別表第三の九」を「別表第三の九（第二、第三）」に改める。  
 別表第三の十（第二、第三）の八関係

| 別表第一の十の下欄に掲げる仮定俸給        |                          | 率     |
|--------------------------|--------------------------|-------|
| 二〇一、〇九〇円以上のもの            | 二〇一、〇九〇円未満のもの            | 二二・〇割 |
| 一八四、九二〇円を超え二〇一、〇九〇円未満のもの | 一七六、七八〇円を超え一八四、九二〇円未満のもの | 二二・〇割 |
| 一七六、七八〇円を超え一八四、九二〇円未満のもの | 一七〇、三三〇円を超え一七六、七八〇円未満のもの | 二四・五割 |
| 一七〇、三三〇円を超え一七六、七八〇円未満のもの | 一五九、一九〇円を超え一七〇、三三〇円未満のもの | 二四・五割 |
| 一五九、一九〇円を超え一七〇、三三〇円未満のもの | 一五三、五三〇円を超え一五九、一九〇円未満のもの | 二五・〇割 |
| 一五三、五三〇円を超え一五九、一九〇円未満のもの | 一四二、一三〇円を超え一五三、五三〇円未満のもの | 二五・〇割 |
| 一四二、一三〇円を超え一五三、五三〇円未満のもの | 一三〇、〇三〇円を超え一四二、一三〇円未満のもの | 二六・一割 |
| 一三〇、〇三〇円を超え一四二、一三〇円未満のもの | 一二七、七八〇円を超え一三〇、〇三〇円未満のもの | 二六・九割 |
| 一二七、七八〇円を超え一三〇、〇三〇円未満のもの | 一二四、四三〇円を超え一二七、七八〇円未満のもの | 二七・四割 |
| 一二四、四三〇円を超え一二七、七八〇円未満のもの | 一二〇、三〇〇円を超え一二四、四三〇円未満のもの | 二七・八割 |
| 一二〇、三〇〇円を超え一二四、四三〇円未満のもの | 一一七、〇〇〇円を超え一二〇、三〇〇円未満のもの | 二九・〇割 |
| 一一七、〇〇〇円を超え一二〇、三〇〇円未満のもの | 一一三、〇〇〇円を超え一一七、〇〇〇円未満のもの | 二九・三割 |
| 一一三、〇〇〇円を超え一一七、〇〇〇円未満のもの | 一一〇、〇〇〇円を超え一一三、〇〇〇円未満のもの | 二九・八割 |
| 一一〇、〇〇〇円を超え一一三、〇〇〇円未満のもの | 一〇七、〇〇〇円を超え一一〇、〇〇〇円未満のもの | 三〇・二割 |
| 一〇七、〇〇〇円を超え一一〇、〇〇〇円未満のもの | 一〇四、〇〇〇円を超え一〇七、〇〇〇円未満のもの | 三〇・九割 |
| 一〇四、〇〇〇円を超え一〇七、〇〇〇円未満のもの | 一〇〇、〇〇〇円を超え一〇四、〇〇〇円未満のもの | 三一・九割 |
| 一〇〇、〇〇〇円を超え一〇四、〇〇〇円未満のもの | 九六、〇〇〇円を超え一〇〇、〇〇〇円未満のもの  | 三二・七割 |
| 九六、〇〇〇円を超え一〇〇、〇〇〇円未満のもの  | 九二、〇〇〇円を超え九六、〇〇〇円未満のもの   | 三三・〇割 |
| 九二、〇〇〇円を超え九六、〇〇〇円未満のもの   | 八八、〇〇〇円を超え九二、〇〇〇円未満のもの   | 三三・四割 |
| 八八、〇〇〇円を超え九二、〇〇〇円未満のもの   | 八四、〇〇〇円を超え八八、〇〇〇円未満のもの   | 三四・五割 |

別表第三の十一（第二、第三）の八関係

| 別表第一の十一の下欄に掲げる仮定俸給       |                          | 率     |
|--------------------------|--------------------------|-------|
| 二一四、七八〇円以上のもの            | 一九七、五〇〇円を超え二一四、七八〇円未満のもの | 二二・〇割 |
| 一九七、五〇〇円を超え二一四、七八〇円未満のもの | 一八八、八二〇円を超え一九七、五〇〇円未満のもの | 二二・八割 |
| 一八八、八二〇円を超え一九七、五〇〇円未満のもの | 一八一、九三〇円を超え一八八、八二〇円未満のもの | 二四・五割 |
| 一八一、九三〇円を超え一八八、八二〇円未満のもの | 一七七、三〇〇円を超え一八一、九三〇円未満のもの | 二四・八割 |
| 一七七、三〇〇円を超え一八一、九三〇円未満のもの | 一七〇、三〇〇円を超え一七七、三〇〇円未満のもの | 二五・〇割 |
| 一七〇、三〇〇円を超え一七七、三〇〇円未満のもの | 一六三、〇〇〇円を超え一七〇、三〇〇円未満のもの | 二五・五割 |
| 一六三、〇〇〇円を超え一七〇、三〇〇円未満のもの | 一五九、〇〇〇円を超え一六三、〇〇〇円未満のもの | 二六・一割 |
| 一五九、〇〇〇円を超え一六三、〇〇〇円未満のもの | 一五三、〇〇〇円を超え一五九、〇〇〇円未満のもの | 二六・九割 |
| 一五三、〇〇〇円を超え一五九、〇〇〇円未満のもの | 一四八、〇〇〇円を超え一五三、〇〇〇円未満のもの | 二七・四割 |
| 一四八、〇〇〇円を超え一五三、〇〇〇円未満のもの | 一四二、〇〇〇円を超え一四八、〇〇〇円未満のもの | 二七・八割 |
| 一四二、〇〇〇円を超え一四八、〇〇〇円未満のもの | 一三〇、〇〇〇円を超え一四二、〇〇〇円未満のもの | 二九・〇割 |
| 一三〇、〇〇〇円を超え一四二、〇〇〇円未満のもの | 一二七、〇〇〇円を超え一三〇、〇〇〇円未満のもの | 二九・三割 |
| 一二七、〇〇〇円を超え一三〇、〇〇〇円未満のもの | 一二四、〇〇〇円を超え一二七、〇〇〇円未満のもの | 二九・八割 |
| 一二四、〇〇〇円を超え一二七、〇〇〇円未満のもの | 一二〇、〇〇〇円を超え一二四、〇〇〇円未満のもの | 二九・八割 |

|                        |       |
|------------------------|-------|
| 五八、〇三〇円を超え六五、六九〇円以下のもの | 三〇・二割 |
| 五五、九二〇円を超え五八、〇三〇円以下のもの | 三〇・九割 |
| 五四、四三〇円を超え五五、九二〇円以下のもの | 三一・九割 |
| 五三、一四〇円を超え五四、四三〇円以下のもの | 三二・七割 |
| 五一、八六〇円を超え五三、一四〇円以下のもの | 三三・〇割 |
| 四九、八一〇円を超え五一、八六〇円以下のもの | 三三・四割 |
| 四九、八一〇円以下のもの           | 三四・五割 |

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第二条関係)」に改める。

別表第四の二中「別表第四の二」を「別表第四の二(第二条関係)」に改める。

別表第四の三中「別表第四の三」を「別表第四の三(第二条関係)」に改める。

別表第四の四中「別表第四の四」を「別表第四の四(第二条の三関係)」に改める。

別表第四の五中「別表第四の五」を「別表第四の五(第二条の四関係)」に改める。

別表第四の十(第二条の八関係)

| 障害の等級 | 年 | 金          | 額 |
|-------|---|------------|---|
| 一級    |   | 二、〇五三、〇〇〇円 |   |
| 二級    |   | 一、六六三、〇〇〇円 |   |
| 三級    |   | 一、三三四、〇〇〇円 |   |
| 四級    |   | 一、〇〇六、〇〇〇円 |   |
| 五級    |   | 七八〇、〇〇〇円   |   |
| 六級    |   | 五九五、〇〇〇円   |   |

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、〇〇六、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、一七〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十一(第二条の八関係)

| 障害の等級 | 年 | 金          | 額 |
|-------|---|------------|---|
| 一級    |   | 二、一九三、〇〇〇円 |   |
| 二級    |   | 一、七七六、〇〇〇円 |   |
| 三級    |   | 一、四二五、〇〇〇円 |   |
| 四級    |   | 一、〇七五、〇〇〇円 |   |

|    |          |
|----|----------|
| 五級 | 八三三、〇〇〇円 |
| 六級 | 六三六、〇〇〇円 |

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、〇七五、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、二五〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第五中「別表第五」を「別表第五(第三条の七、第四条の二関係)」に改め、同表の次に次の五関係」に改める。

別表第六中「別表第六」を「別表第六(第三条

別表第七(第三条の八、第四条の三関係)

| 退職の時期の区分                   | 率     |
|----------------------------|-------|
| 昭和三十五年三月三十一日以前             | 一・三八一 |
| 昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで | 一・三五〇 |
| 昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで | 一・三四五 |
| 昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで | 一・三四一 |
| 昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで | 一・三三八 |
| 昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで  | 一・三二九 |
| 昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで  | 一・三三〇 |
| 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで | 一・三二五 |
| 昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで | 一・三一八 |
| 昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで | 一・三一二 |
| 昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで | 一・三〇三 |

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条第四項中「第五十八條第二項第二号、第六十一條の二第二項及び第四項、第六十一條の三第一項、第二項及び第四項並びに第六十一條の四第一項において」を削る。

第五十五条第五項中「又は同条第二項の規定により支給されなくなつたとき」を「同項の規定により廃疾年金の支給を受ける者が同条第二項の規定によりその年金を受ける権利を失つたとき、又は前項の規定による廃疾年金の支給が

同条第四項の規定により停止されたとき」に改める。

第五十六条の見出し中「改定及び失権」を「改定等」に改め、同条第二項中「とき以後は、その廃疾年金は支給しない」を「場合において、その該当しなくなつた日から同表に掲げる程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときは、その年金を受ける権利を失う」に改め、同条第三項中「の支給を受けなくなり」を「を受ける権利を失い」に改め、同条に次の一項を加える。

4 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第四に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくな

つたときは、当該廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第五十九条第二項中「次条第一項各号」を「第六十条第一項各号」に改め、同条の次の一条を加える。

第五十九条の二 第五十八条第二項又は第三項の規定により算定した遺族年金の年額が、三十五万四千円（退職一時金の支給を受けるべき者が再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、三十五万四千円から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額）に満たないときは、その金額を遺族年金の年額とする。

附則第六條第五項中「若しくは附則第六條の第三項」を「附則第六條の第三項若しくは第六條の第四項」に改め、同条第六項中「第六條の第三項」の下に「附則第六條の第四項」を加える。

附則第六條の二第七項を削り、同条第六項中「前二項」を「第七項から前項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の前に次の一項を加える。

12 戦務加算等の期間を有していた更新組合員又は更新組合員であつた者に係る遺族年金を受ける者（妻、子及び孫を除く。）が六十五歳に達したときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、当該遺族年金の年額を改定する。

附則第六條の二第五項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、「ときは」の下に「第七項の規定により同項各号に掲げる金額を算定する場合を除き」を加え、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の三項を加える。

8 前項各号に掲げる期間を有していた更新組合員又は更新組合員であつた者に係る遺族年金を受ける者（妻、子及び孫を除く。）が七十歳に達したときは、その者を同項の規定に該当する者とみなして、当該遺族年金の年額

を改定する。

9 更新組合員又は更新組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間のうち第七項各号に掲げる期間があるときは、その者に係る遺族年金を受ける者が八十歳以上の者である場合における同項の規定の適用については、同項第一号中「六百分の一」とあるのは「六百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、六百分の一）」と、同項第二号中「六百分の一」とあるのは「六百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、六百分の一）」と読み替へるものとする。

10 第七項各号に掲げる期間を有していた更新組合員又は更新組合員であつた者に係る遺族年金を受ける者が八十歳に達したときは、その者を前項の規定により読み替へて適用する第七項の規定に該当する者とみなして、当該遺族年金の年額を改定する。

附則第六條の二第四項を同条第七項とし、同条第三項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、「第一項各号に掲げる期間又は」を削り、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、「ときは」の下に「第一項の規定により同項各号に掲げる金額を算定する場合を除き」を加え、同項を同条第五項とし、同項の前に次の三項を加える。

2 退職年金を受ける更新組合員であつた者が七十歳に達した場合において、その者が前項各号に掲げる期間を有するときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の年額を改定する。

3 八十歳以上の更新組合員が退職した場合において、その者の組合員期間のうち第一項各号に掲げる期間があるときにおけるその者

に対する同項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）」と、同項第二号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二（その超える期間の年数と前号の超える期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）」と読み替へるものとする。

4 退職年金を受ける更新組合員であつた者が八十歳に達した場合において、その者が第一項各号に掲げる期間を有するときは、その者を前項の規定により読み替へて適用する第一項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の年額を改定する。

附則第六條の三第一項中「ときは」の下に「第五十條第三項の規定にかかわらず」を加え、同条第二項中「者」の下に「十年を超える組合員期間を有する者に限る。」を、「控除期間等の期間の年数」の下に「その年数が組合員期間の年数から十年を控除した年数を超えるときは、その控除した年数」を、「ときは」の下に「同項の規定にかかわらず」を加え、同条第三項中「前条第二項、第三項、第五項及び第七項」を「前条第五項、第六項、第十一項及び第十二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六條の四 附則第六條第一項、前条第一項又は附則第十四條第一項の規定により算定した退職年金の年額が、四十二万一千二百円（旧法又は旧法の施行前の政府職員の共済組合に

関する法令の規定による退職一時金の支給を受けた更新組合員に対する退職年金にあつては、四十二万一千二百円から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・九に相当する額を控除した金額）に満たないときは、その金額を退職年金の年額とする。

2 第五十八條第二項、附則第六條第四項又は前条第二項の規定により算定した更新組合員又は更新組合員であつた者が死亡した場合におけるその者の遺族に対する遺族年金の年額が、三十五万四千円（旧法又は旧法の施行前の政府職員の共済組合に関する法令の規定による退職一時金の支給を受けた更新組合員又は更新組合員であつた者が死亡した場合におけるその者の遺族に対する遺族年金にあつては、三十五万四千円から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額）に満たないときは、第五十九條の二の規定にかかわらず、その金額を遺族年金の年額とする。

附則第十四條の二第一項中「第六條の三第一項」の下に「附則第六條の四第一項」を加える。

附則第十四條の三中「及び附則第六條の三第二項」を「附則第六條の三第二項及び附則第六條の四第二項」に改める。

附則第十七條の二中「第六條の三」を「第六條の四」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、附則第六條の四「旧法又は」とあるのは、「この法律の規定による退職一時金の支給を受けるべき者が再びもとの組合の組合員となつたもの又は旧法若しくは」と読み替へるものとする。

附則第二十六條第一項中「第六條の三」を「第六條の四」に改める。

附則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 附則第三條の規定は、昭和五十年八月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法（以下「新法」という。）第

五十六條第二項及び第四項の規定は、この法律の施行の日以後に廃疾年金を受ける権利を有する者が新法別表第四に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつた場合について適用する。

2 新法第五十九條の二並びに新法附則第六條第五項及び第六項、第六條の二、第六條の三並びに第十四條の三（新法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十年八月分以後適用する。

（長期在職者の退職年金等の年額の最低保障）  
第三條 昭和五十年八月一日以後の退職（死亡を含む。）に係る新法の規定による次の表の上欄

| 年 金                                  | 実在職した期間                                           | 金 額      |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------|----------|
| 退職年金、減額退職年金又は廃疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの     | 新法の規定による退職年金を受ける最短年金年限（以下この表において単に「最短年金年限」という。）以上 | 四十二万円    |
| 退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの          | 九年以上最短年金年限未満                                      | 三十一万五千元  |
|                                      | 九年未満                                              | 二十一万円    |
| 退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの          | 最短年金年限以上                                          | 三十一万五千元  |
| 廃疾年金で六十五歳未満の者が受けるもの                  | 最短年金年限以上                                          | 三十一万五千元  |
|                                      | 最短年金年限未満                                          | 二十一万円    |
| 遺族年金で六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの | 最短年金年限以上                                          | 二十一万円    |
|                                      | 九年以上最短年金年限未満                                      | 十五万七千五百円 |
|                                      | 九年未満                                              | 十万五千元    |
| 遺族年金で六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受けるもの      | 最短年金年限以上                                          | 十五万七千五百円 |
|                                      | 最短年金年限未満                                          | 十万五千元    |

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が二人以上あるとき

に掲げる年金については、その年金の額が、同表の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間（組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について新法第七十七條第二項の規定の適用があつた場合においては、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。）の区分に対応する同表の下欄に掲げる額（減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。）に満たないときは、当分の間、その年金の額は、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とする。

3 第一項の規定する年金については、その年金を受ける者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

理由  
公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額を恩給法等の改正の内容に準じて改定するとともに、退職年金及び遺族年金の最低保障に関する制度の改善等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大蔵委員会議録第一号中正誤

| ページ | 段 行 | 誤        | 正   |
|-----|-----|----------|-----|
| 二   | 一   | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 二   | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 三   | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 四   | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 五   | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 六   | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 七   | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 八   | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 九   | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 一〇  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 一一  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 一二  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 一三  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 一四  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 一五  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 一六  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 一七  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 一八  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 一九  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 二〇  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 二一  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 二二  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 二三  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 二四  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 二五  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 二六  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 二七  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 二八  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 二九  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 三〇  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 三一  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 三二  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 三三  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 三四  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 三五  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 三六  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 三七  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 三八  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 三九  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 四〇  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 四一  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 四二  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 四三  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 四四  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 四五  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 四六  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 四七  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 四八  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 四九  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 五〇  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 五一  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 五二  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 五三  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 五四  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 五五  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 五六  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 五七  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 五八  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 五九  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 六〇  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 六一  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 六二  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 六三  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 六四  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 六五  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 六六  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 六七  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 六八  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 六九  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 七〇  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 七一  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 七二  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 七三  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 七四  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 七五  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 七六  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 七七  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 七八  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 七九  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 八〇  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 八一  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 八二  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 八三  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 八四  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 八五  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 八六  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 八七  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 八八  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 八九  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 九〇  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 九一  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 九二  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 九三  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 九四  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 九五  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 九六  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 九七  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 九八  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 九九  | 製造たばこの定価 | 御異議 |
| 二   | 一〇〇 | 製造たばこの定価 | 御異議 |